

(公印・契印省略)

総政企第 228 号

令和 2 年12月24日

統計委員会委員長

北 村 行 伸 殿

総務大臣

武 田 良 太

諮問第146号

船員労働統計調査の変更について（諮問）

標記について、令和 2 年12月10日付け国総情政第267号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第 2 項において準用する同法第 9 条第 4 項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

国総情政第267号
令和2年12月10日

総務大臣殿

国土交通大臣
(公印省略)

基幹統計調査の変更について（申請）

下記調査の変更について、統計法（平成19年法律第53号）第11条第1項の規定に基づく承認を受けたいので、別紙申請事項記載書に関係書類を添えて、申請します。

記

船員労働統計調査

主管部課	国土交通省 総合政策局 情報政策課 交通経済統計調査室
事務担当者	中澤 美咲 電話 03 (5253) 8348 (内線) 28-743 e-mail: nakazawa-m22d@mlit.go.jp

1. 調査の名称 船員労働統計調査

2. 変更の内容

変更案	変更前	変更理由
<p>2 調査の目的</p> <p>本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「船員労働統計」の作成を目的とする統計調査であり、船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにするものである。</p>	<p>2 調査の目的</p> <p>この調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「船員労働統計」の作成を目的とする統計調査であり、船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにするものである。</p>	形式的な修正
<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲 <u>(<input type="checkbox"/>個人 <input type="checkbox"/>世帯 <input checked="" type="checkbox"/>事業所 <input type="checkbox"/>企業・法人・団体 <input type="checkbox"/>地方公共団体 <input checked="" type="checkbox"/>その他（船舶）)</u></p> <p>船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の、以下のア～ウに示す区分による船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者を調査の対象とする。</p> <p>ア 漁船並びに引船、はしけ及び官公署船（以下「特殊船」という。）以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶（以下「指定船舶」という。）</p> <p>イ 漁船</p> <p>ウ 特殊船</p>	<p>3 調査対象の範囲</p> <p>(2) 属性的範囲</p> <p>船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の、以下のア～ウに示す区分による船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者を調査の対象とする。</p> <p>ア 漁船と、引船、はしけ及び官公署船（以下「特殊船」という。）以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶（以下「指定船舶」という。）</p> <p>イ 漁船</p> <p>ウ 特殊船</p>	形式的な修正
<p>4 報告を求める<u>個人又は法人その他の団体</u></p> <p>(1) <u>報告者数</u></p>	<p>4 報告を求める<u>者</u></p> <p>(1) <u>数</u></p>	形式的な修正

<p>ア 指定船舶（第 1 号調査） 約 400 隻（母集団の<u>大きさ</u>：約 <u>3,300</u> 隻）</p> <p>イ 漁船（第 2 号調査） 約 1,000 隻</p> <p>ウ 特殊船（第 3 号調査） 約 <u>500</u> 事業所</p> <p>(2) <u>報告者の選定方法</u></p> <p>ア 指定船舶（第 1 号調査） （<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出（<input checked="" type="checkbox"/>全数階層あり） <input type="checkbox"/>有意抽出） 船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、同名簿から内外航別、用途別（旅客船、貨物船及び油送船）及び総トン数階層別に船舶を無作為に抽出する（詳細は別添 1 を参照）。</p> <p>イ 漁船（第 2 号調査） （<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出（<input type="checkbox"/>全数階層あり） <input type="checkbox"/>有意抽出） 船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、全ての船舶について報告を求める。</p> <p>ウ 特殊船（第 3 号調査） （<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出（<input type="checkbox"/>全数階層あり） <input type="checkbox"/>有意抽出） 船員法第 111 条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、当該特殊船を所有する全ての事業所について報</p>	<p>ア 指定船舶（第 1 号調査） 約 400 隻（母集団数約 <u>3,800</u> 隻）</p> <p>イ 漁船（第 2 号調査） 約 1,000 隻</p> <p>ウ 特殊船（第 3 号調査） 約 <u>530</u> 事業所</p> <p>(2) <u>選定の方法</u></p> <p>ア 指定船舶（第 1 号調査） （<input type="checkbox"/>全数 <input checked="" type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出） <u>船員労働統計母集団調査（一般統計調査）の調査票情報及び船員法第 111 条に規定する業務報告から指定船舶の母集団名簿</u>を作成し、同名簿から内外航別、用途別（旅客船、貨物船、油送船）及び総トン数別に船舶を無作為に抽出する。（詳細は別添 1 を参照）。</p> <p>イ 漁船（第 2 号調査） （<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出） 船員法第 111 条に規定する業務報告により<u>漁船の母集団名簿</u>を作成し、全ての船舶について報告を求める。</p> <p>ウ 特殊船（第 3 号調査） （<input checked="" type="checkbox"/>全数 <input type="checkbox"/>無作為抽出 <input type="checkbox"/>有意抽出） 船員法第 111 条に規定する業務報告により<u>特殊船の母集団名簿</u>を作成し、当該特殊船を所有する全て</p>	<p>直近の母集団の大きさに変更</p> <p>母集団名簿の作成に係る情報のみに適正化するため。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------

告を求める。	の事業所について報告を求める。	
<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は別添2の調査票を参照)</p> <p>ア 指定船舶 (第1号調査)</p> <p>① 報告者に関する事項 (氏名又は名称及び住所、所属船主団体名、労働組合の状況)</p> <p>② 指定船舶に関する事項 (名称、総トン数、稼働日数、用途、航行区域、内外航別)</p> <p>③ 指定船舶に乗り組む船員に関する事項 (船長・職員、部員ごとの船員数及び女性・外国人船員の内数)</p> <p>以下、指定船舶に乗り組む全ての船員について、職種ごとに報告を求める事項</p> <p>④ 年齢</p> <p>⑤ 性別</p> <p>⑥ 外国人か否か</p> <p>⑦ 経験年数</p> <p>⑧ 年間総労働時間 (時間内労働時間、時間外労働時間、補償休日労働時間)</p> <p>⑨ 年間取得休日数 (有給休暇、休日・休暇)</p> <p>⑩ 月間総労働時間</p> <p>⑪ 定期払いを要する報酬 (給料、家族手当、その他の手当)</p> <p>⑫ 割増手当・夜間割増</p> <p>⑬ 航海日当</p>	<p>5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間</p> <p>(1) 報告を求める事項 (詳細は、別添2の調査票 (第一号様式～第三号様式) を参照)</p> <p>ア 指定船舶 (第1号調査)</p> <p>① 報告者に関する事項 (氏名又は名称及び住所、所属船主団体名、労働組合の状況)</p> <p>② 指定船舶に関する事項 (名称、総トン数、稼働日数、用途、航行区域、内外航別)</p> <p>③ 指定船舶に乗り組む船員に関する事項 (船長・職員、部員ごとの船員数及び女性・外国人船員の内数)</p> <p>以下、指定船舶に乗り組む全ての船員について、職種ごとに報告を求める事項</p> <p>④ 年齢</p> <p>⑤ 性別</p> <p>⑥ 外国人か否か</p> <p>⑦ 経験年数</p> <p>⑧ 年間総労働時間 (時間内労働時間、時間外労働時間、補償休日労働時間)</p> <p>⑨ 年間取得休日数 (有給休暇、休日・休暇)</p> <p>⑩ 月間総労働時間</p> <p>⑪ 定期払いを要する報酬 (給料、家族手当、その他の手当)</p> <p>⑫ 割増手当・夜間割増</p> <p>⑬ 特別に支払われた報酬</p> <p>⑭ 航海日当</p>	<p>形式的な修正</p> <p>報酬の正確な実態把握及び国民</p>

<p>⑭ その他の手当</p> <p>⑮ <u>昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬</u></p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>ア 指定船舶 (第 1 号調査)</p> <p>毎年 6 月の給与支払期日現在において、6 月の 1 か月間 (給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終給与締切日以前の 1 か月間)</p> <p>ただし、年間総労働時間及び年間取得休日数並びに<u>昨年 1 年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬</u>については、調査年前年の 1 年分 (1 月から 12 月までの分)</p>	<p>⑮ その他の手当</p> <p>(2) 基準となる期日又は期間</p> <p>ア 指定船舶 (第 1 号調査)</p> <p>毎年 6 月の給与支払期日現在において、6 月の 1 か月間 (給与締切日の定めがある場合には、6 月の最終給与締切日以前の 1 か月間)</p> <p>ただし、年間総労働時間については、調査年前年の 1 年分 (1 月から 12 月までの分)</p>	<p>経済計算の雇用者報酬に係る推計精度向上のため (6 月に支払われた報酬額から昨年 1 年間に支払われた報酬額に変更)</p> <p>表現の適正化及び調査事項変更に伴う変更</p>
<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査系統</p> <p>国土交通省－地方運輸局 (運輸監理部を含む。)、沖縄総合事務局－運輸支局、海事事務所－報告者</p> <p>(2) 調査方法</p> <p><u>■郵送調査 ■オンライン調査 (□政府統計共同利用システム ■独自のシステム ■電子メール) □調査員調査 ■その他 (FAX)</u></p> <p><u>[調査方法の概要]</u></p> <p>オンライン調査について、<u>電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。なお、独自のシステムは、電子政府の総合窓口 (e-Gov) を使用し、国土交通省オンライン申請シ</u></p>	<p>6 報告を求めるために用いる方法</p> <p>(1) 調査組織</p> <p>国土交通省－地方運輸局 (運輸監理部含む。)、沖縄総合事務局－運輸支局、海事事務所－報告者</p> <p>(2) 調査方法 (<u>□調査員調査 ■郵送調査 ■オンライン調査 ■その他 (FAX)</u>)</p> <p>オンライン調査は、<u>国土交通省オンライン申請システムのほか、電子メールも含む。なお、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。FAX については、国</u></p>	<p>形式的な修正</p>

<p>テムを経由して行う。FAX については、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAX により調査票を回収（報告者が送信）する方法により行う。なお、FAX による調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。</p>	<p>土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAX により調査票を回収（報告者が送信）する方法により行う。なお、FAX による調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。</p>	
<p>8 集計事項</p> <p>ア 指定船舶（第1号調査）</p> <p>1 内外航別、用途別、船長及び職員・部員別、トン数階層別1人1か月平均報酬等（※1）</p> <p>2 用途別、年齢階層別1人1か月平均報酬等（※1）</p> <p>3 年齢階層・経験年数階層別「定期払いを要する報酬」の平均</p> <p>4 年齢階層・経験年数階層別船員数</p> <p>5 報酬額階層・総労働時間階層別船員数</p> <p>イ 漁船（第2号調査）</p> <p>1 漁業種類別、専業船・兼業船別、報酬の支払形態別調査隻数</p> <p>2 専業船の漁業種類別、都道府県別、用途別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数1.0の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額</p> <p>3 兼業船の漁業種類別、都道府県別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数1.0の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額</p> <p>4 専業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別、職種別調査人員数、1人平均持代（歩）数及び1人1か月</p>	<p>8 集計事項</p> <p>別添3の集計事項一覧を参照</p>	<p>形式的な修正 （詳細は集計事項新旧対照表を参照）</p>

<p><u>平均の基本給（給料）の額又は最低保障額</u></p> <p>5 <u>兼業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別、職種別調査人員数、1人平均持代（歩）数及び1人1か月平均の基本給（給料）の額又は最低保障額</u></p> <p>6 <u>かつお・まぐろ漁業のトン数階層別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数 1.0 の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額</u></p> <p>ウ <u>特殊船（第3号調査）</u></p> <p>1 <u>用途別、船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等（※2）</u></p> <p>※1…「等」は、六月の「船員数」、「年齢」、「経年数」、「年間総労働時間」及び昨年一年間の「賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」、「船員数」、「年間総労働時間」、「年間取得休日数」を指す。</p> <p>※2…「等」は、「隻数」、「総トン数又は積トン数」、「船員数」、「平均稼働日数」、「労働時間」及び「年間取得休日数」を指す。</p>		
<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>ア 指定船舶（第1号調査） <u>調査実施年の12月末日までに公表する。</u></p> <p>イ 漁船（第2号調査） <u>調査実施年の翌年6月末日（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）までに公表する。</u></p> <p>ウ 特殊船（第3号調査）</p>	<p>9 調査結果の公表の方法及び期日</p> <p>(2) 公表の期日</p> <p>ア 指定船舶（第1号調査） <u>毎年12月末日までに公表</u></p> <p>イ 漁船（第2号調査） <u>毎年6月末日までに公表</u></p> <p>ウ 特殊船（第3号調査）</p>	<p>形式的な修正</p>

<u>調査実施年の12月末日までに公表する。</u>	<u>毎年12月末日までに公表</u>	
11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 <u>保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年</u> <u>保存責任者：国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長</u>	11 調査票情報の保存期間及び保存責任者 <u>(1) 調査票情報の保存期間</u> ・ <u>記入済み調査票：2年</u> ・ <u>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体：永年</u> <u>(2) 保存責任者</u> <u>国土交通大臣</u>	実態に即した形式的な修正

集計事項新旧表

変更案	<p>8 集計事項</p> <p>ア 指定船舶（第1号調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 内外航別、用途別、船長及び職員・部員別、トン数階層別1人1か月平均報酬等（※1） 2 用途別、船員の年齢階層別1人1か月平均報酬等（※1） 3 船員の年齢階層・経験年数階層別「定期払いを要する報酬」の平均 4 船員の年齢階層・経験年数階層別船員数 5 船員の報酬額階層・総労働時間階層別船員数 <p>イ 漁船（第2号調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 漁業種類別、専業船・兼業船別、報酬の支払形態別調査隻数 2 専業船の漁業種類別、都道府県別、用途別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数1.0の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額 3 兼業船の漁業種類別、都道府県別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数1.0の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額 4 専業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別の職種別調査人員数、1人平均持代（歩）数及び1人1か月平均の基本給（給料）の額又は最低保障額 5 兼業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別の職種別調査人員数、1人平均持代（歩）数及び1人1か月平均の基本給（給料）の額又は最低保障額 6 かつお・まぐろ漁業のトン数階層別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数1.0の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額 <p>ウ 特殊船（第3号調査）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 用途別、船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等（※2） <p>※1・・・「等」は、六月の「船員数」、「年齢」、「経験年数」、「年間総労働時間」及び昨年一年間の「賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」、「船員数」、「年間総労働時間」、「年間取得休日数」を指す。</p> <p>※2・・・「等」は、「隻数」、「総トン数又は積トン数」、「船員数」、「平均稼働日数」、「労働時間」及び「年間取得休日数」を指す。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

変更前	<p>【別添3】</p> <p style="text-align: center;">船員労働統計調査・集計事項一覧</p> <p>ア 指定船舶に乗り組む船員についての調査(第1号調査)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">内航</th> <th colspan="2">外航</th> </tr> <tr> <th>用途別</th> <th>トン数階層別</th> <th>用途別</th> <th>トン数階層別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 隻数、総トン数及び平均稼働日数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 船長・職員、部員別の船員数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> うち女性船員数及び外国人船員数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 船長・職員、部員の職種別の船員数、年齢、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、6月の年間総労働時間及び報酬額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> うち女性船員数及び外国人船員数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 年齢、経験年数、報酬額、総労働時間等の階層別の報酬額、船員数等</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 漁船に乗り組む船員についての調査(第2号調査)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="3">専業漁船</th> <th colspan="3">兼業漁船</th> </tr> <tr> <th>漁業種類別</th> <th>用途別</th> <th>地域別</th> <th>漁業種類別</th> <th>用途別</th> <th>地域別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 隻数、総トン数、漁業日数、航海日数及び航海回数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 漁業期間中で乗組員が最多であった月の乗組員数及び最小であった月の乗組員数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>③ 水揚げ合計額及び乗組員に支払われた報酬合計額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>④ 報酬の支払形態ごとの隻数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑤ 水揚げ合計額に対して乗組員に支払われた報酬合計額が占める割合</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑥ 持代（歩）数1.0の乗組員の報酬</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>⑦ 船長・職員、部員の職種別の船員数、持代（歩）数及び給料・最低保障額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> うち女性船員数及び外国人船員数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 特殊船に乗り組む船員についての調査(第3号調査)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th></th> <th>引船</th> <th>はしけ</th> <th>官公署船</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 隻数及び総トン数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>② 船長・職員、部員ごとの船員数、平均稼働日数、時間外・補償休日労働時間、年間取得休日数及び報酬額</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td> うち女性船員数及び外国人船員数</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>		内航		外航		用途別	トン数階層別	用途別	トン数階層別	① 隻数、総トン数及び平均稼働日数	○	○	○	○	② 船長・職員、部員別の船員数	○	○	○	○	うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○	○	③ 船長・職員、部員の職種別の船員数、年齢、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、6月の年間総労働時間及び報酬額	○	○	○	○	うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○	○	④ 年齢、経験年数、報酬額、総労働時間等の階層別の報酬額、船員数等	○	○	○	○		専業漁船			兼業漁船			漁業種類別	用途別	地域別	漁業種類別	用途別	地域別	① 隻数、総トン数、漁業日数、航海日数及び航海回数	○	○	○	○	○	○	② 漁業期間中で乗組員が最多であった月の乗組員数及び最小であった月の乗組員数	○	○	○	○	○	○	③ 水揚げ合計額及び乗組員に支払われた報酬合計額	○	○	○	○	○	○	④ 報酬の支払形態ごとの隻数	○	○	○	○	○	○	⑤ 水揚げ合計額に対して乗組員に支払われた報酬合計額が占める割合	○	○	○	○	○	○	⑥ 持代（歩）数1.0の乗組員の報酬	○	○	○	○	○	○	⑦ 船長・職員、部員の職種別の船員数、持代（歩）数及び給料・最低保障額	○	○	○	○	○	○	うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○	○	○	○		引船	はしけ	官公署船	① 隻数及び総トン数	○	○	○	② 船長・職員、部員ごとの船員数、平均稼働日数、時間外・補償休日労働時間、年間取得休日数及び報酬額	○	○	○	うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○
	内航		外航																																																																																																																										
	用途別	トン数階層別	用途別	トン数階層別																																																																																																																									
① 隻数、総トン数及び平均稼働日数	○	○	○	○																																																																																																																									
② 船長・職員、部員別の船員数	○	○	○	○																																																																																																																									
うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○	○																																																																																																																									
③ 船長・職員、部員の職種別の船員数、年齢、経験年数、年間総労働時間、年間取得休日数、6月の年間総労働時間及び報酬額	○	○	○	○																																																																																																																									
うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○	○																																																																																																																									
④ 年齢、経験年数、報酬額、総労働時間等の階層別の報酬額、船員数等	○	○	○	○																																																																																																																									
	専業漁船			兼業漁船																																																																																																																									
	漁業種類別	用途別	地域別	漁業種類別	用途別	地域別																																																																																																																							
① 隻数、総トン数、漁業日数、航海日数及び航海回数	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
② 漁業期間中で乗組員が最多であった月の乗組員数及び最小であった月の乗組員数	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
③ 水揚げ合計額及び乗組員に支払われた報酬合計額	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
④ 報酬の支払形態ごとの隻数	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
⑤ 水揚げ合計額に対して乗組員に支払われた報酬合計額が占める割合	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
⑥ 持代（歩）数1.0の乗組員の報酬	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
⑦ 船長・職員、部員の職種別の船員数、持代（歩）数及び給料・最低保障額	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○	○	○	○																																																																																																																							
	引船	はしけ	官公署船																																																																																																																										
① 隻数及び総トン数	○	○	○																																																																																																																										
② 船長・職員、部員ごとの船員数、平均稼働日数、時間外・補償休日労働時間、年間取得休日数及び報酬額	○	○	○																																																																																																																										
うち女性船員数及び外国人船員数	○	○	○																																																																																																																										

変更理由	形式的な修正
------	--------

調査計画（変更後）

1 調査の名称

船員労働統計調査

2 調査の目的

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づく「船員労働統計」の作成を目的とする統計調査であり、船員の報酬、雇用等に関する実態を明らかにするものである。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲（全国 その他）

(2) 属性的範囲（個人 世帯 事業所 企業・法人・団体 地方公共団体 その他（船舶））

船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船員であって、総トン数20トン以上の、以下のア～ウに示す区分による船舶（船舶所有者と同一の家族に属する者のみを使用する船舶を除く。）に乗り組む者を調査の対象とする。

ア 漁船並びに引船、はしけ及び官公署船（以下「特殊船」という。）以外の船舶のうち、国土交通大臣が指定する船舶（以下「指定船舶」という。）

イ 漁船

ウ 特殊船

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数

ア 指定船舶（第1号調査）

約400隻（母集団の大きさ：約3,300隻）

イ 漁船（第2号調査）

約1,000隻

ウ 特殊船（第3号調査）

約500事業所

(2) 報告者の選定方法

ア 指定船舶（第1号調査）

（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

船員法第111条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、同名簿から内外航別、用途別（旅客船、貨物船及び油送船）及び総トン数階層別に船舶を無作為に抽出する（詳細は別添1を参照）。

イ 漁船（第2号調査）

（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

船員法第111条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、全ての船舶について報告を求め

る。

ウ 特殊船（第3号調査）

（全数 無作為抽出（全数階層あり） 有意抽出）

船員法第111条に規定する業務報告から母集団名簿を作成し、当該特殊船を所有する全ての事業所について報告を求める。

（3）報告義務者

3.（2）ア及びイに規定する船舶の船舶所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶賃貸の場合は船舶借入人）並びに3.（2）ウに規定する特殊船を所有する事業所の代表者

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

（1）報告を求める事項（詳細は別添2の調査票を参照）

ア 指定船舶（第1号調査）

- ① 報告者に関する事項（氏名又は名称及び住所、所属船主団体名、労働組合の状況）
- ② 指定船舶に関する事項（名称、総トン数、稼働日数、用途、航行区域、内外航別）
- ③ 指定船舶に乗り組む船員に関する事項（船長・職員、部員ごとの船員数及び女性・外国人船員の内数）

以下、指定船舶に乗り組む全ての船員について、職種ごとに報告を求める事項

- ④ 年齢
- ⑤ 性別
- ⑥ 外国人か否か
- ⑦ 経験年数
- ⑧ 年間総労働時間（時間内労働時間、時間外労働時間、補償休日労働時間）
- ⑨ 年間取得休日数（有給休暇、休日・休暇）
- ⑩ 月間総労働時間
- ⑪ 定期払いを要する報酬（給料、家族手当、その他の手当）
- ⑫ 割増手当・夜間割増
- ⑬ 航海日当
- ⑭ その他の手当
- ⑮ 昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬

イ 漁船（第2号調査）

- ① 報告者に関する事項（氏名又は名称及び住所）
- ② 漁船に関する事項（船名（まき網漁業は主船名）、総トン数、用途）
- ③ 従業状態、報酬額に関する事項（漁業の種類、漁業種類ごとに以下のa.～h.までの報告を求める事項）
 - a. 漁業期間
 - b. 航海日数
 - c. 航海回数

- d. 漁業期間中最も乗組員数が多かった月と人員数
 - e. 漁業期間中最も乗組員数が少なかった月と人員数
 - f. 水揚高合計額
 - g. 乗組員に支払われた報酬合計額
 - h. 報酬の支払形態
 - i. 報酬（給料、歩合給、その他の手当、特別に支払われた報酬、航海日当）
- ④ 以下、漁船に乗り組む全ての船員について、漁業種類及び職種ごとに報告を求める事項
- a. 人員数及び女性・外国人船員の内数
 - b. 持代（歩）数及び女性・外国人船員の内数
 - c. 給料又は最低保障額及び女性・外国人船員の内数

ウ 特殊船（第3号調査）

- ① 報告者に関する事項（氏名又は名称、住所）
- ② 特殊船に関する事項（用途、隻数、総トン数又は積トン数）
- ③ 特殊船に乗り組む全ての船員について、職階ごとに報告を求める事項
 - a. 船員数及び女性・外国人船員の内数
 - b. 総延稼働日数及び女性・外国人船員数の内数
 - c. 時間外・補償休日労働時間及び女性・外国人船員の内数
 - d. 年間取得休日数（有給休暇、休日・休暇）及び女性・外国人船員の内数
 - e. 報酬（定期払いを要する報酬（給料、その他の手当）、割増手当・夜間割増、特別に支払われた報酬、航海日当）及び女性・外国人船員の内数

〔集計しない事項の有無〕 無 有

- ・「ア 指定船舶（第1号調査）」における①報告者に関する事項、②指定船舶に関する事項（名称、航行区域）、③指定船舶に乗り組む船員に関する事項、「イ 漁船（第2号調査）」における①報告者に関する事項（氏名又は名称及び住所）、②漁船に関する事項（船名（まき網漁業は主船名））及び「ウ 特殊船（第3号調査）」における①報告者に関する事項は、内容審査のみに用いる事項であり、集計は行わない。

(2) 基準となる期日又は期間

ア 指定船舶（第1号調査）

毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間）

ただし、年間総労働時間及び年間取得休日数並びに昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬については、調査年前年の1年分（1月から12月までの分）

イ 漁船（第2号調査）

毎年12月末現在において、当該年の1年分（1月から12月までの分）

ウ 特殊船（第3号調査）

毎年6月の給与支払期日現在において、6月の1か月間（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終給与締切日以前の1か月間）

6 報告を求めるために用いる方法

(1) 調査系統

国土交通省－地方運輸局（運輸監理部を含む。）、沖縄総合事務局－運輸支局、海事事務所－報告者

(2) 調査方法

■郵送調査 ■オンライン調査（政府統計共同利用システム ■独自のシステム ■電子メール） 調査員調査 ■その他（FAX）

〔調査方法の概要〕

オンライン調査について、電子メールの送受信に当たっては、調査票情報が保存されているファイルに対して、報告者ごとに異なるパスワードを設定したセキュリティ対策を講ずることとする。なお、独自のシステムは、電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用し、国土交通省オンライン申請システムを経由して行う。FAXについては、国土交通省から報告者に対して、郵送により調査票を配布し、FAXにより調査票を回収（報告者が送信）する方法により行う。なお、FAXによる調査票の送信に当たっては、調査票の送信前後に、報告者と国土交通省の双方において、調査票の送付・受取の確認連絡によるセキュリティ対策を講ずることとする。

7 報告を求める期間

(1) 調査の周期

1回限り 毎月 四半期 ■1年 2年 3年 5年 不定期 その他
()

（1年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年： 年）

(2) 調査の実施期間又は調査票の提出期限

ア 指定船舶（第1号調査）

毎年6月1日～8月末日

イ 漁船（第2号調査）

毎年12月1日～翌年2月末日

ウ 特殊船（第3号調査）

毎年6月1日～8月末日

8 集計事項

ア 指定船舶（第1号調査）

- 1 内外航別、用途別、船長及び職員・部員別、トン数階層別1人1か月平均報酬等（※1）
- 2 用途別、年齢階層別1人1か月平均報酬等（※1）
- 3 年齢階層・経験年数階層別「定期払いを要する報酬」の平均
- 4 年齢階層・経験年数階層別船員数
- 5 報酬額階層・総労働時間階層別船員数

イ 漁船（第2号調査）

- 1 漁業種類別、専業船・兼業船別、報酬の支払形態別調査隻数
- 2 専業船の漁業種類別、都道府県別、用途別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数 1.0 の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額
- 3 兼業船の漁業種類別、都道府県別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数 1.0 の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額
- 4 専業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別、職種別調査人員数、1人平均持代（歩）数及び1人1か月平均の基本給（給料）の額又は最低保障額
- 5 兼業船の報酬の支払形態別、漁業種類別、用途別、職種別調査人員数、1人平均持代（歩）数及び1人1か月平均の基本給（給料）の額又は最低保障額
- 6 かつお・まぐろ漁業のトン数階層別、報酬の支払形態別従業状態及び持代（歩）数 1.0 の乗組員（固定給制は甲板部員）1人1か月平均報酬額

ウ 特殊船（第3号調査）

- 1 用途別、船長及び職員・部員別の1人1か月平均報酬等（※2）

※1・・・「等」は、六月の「船員数」、「年齢」、「経験年数」、「月間総労働時間」及び昨年一年間の「賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」、「船員数」、「年間総労働時間」、「年間取得休日数」を指す。

※2・・・「等」は、「隻数」、「総トン数又は積トン数」、「船員数」、「平均稼働日数」、「労働時間」及び「年間取得休日数」を指す。

9 調査結果の公表の方法及び期日

(1) 公表の方法（e-Stat インターネット（e-Stat以外） 印刷物 閲覧）

(2) 公表の期日

ア 指定船舶（第1号調査）

調査実施年の12月末日までに公表する。

イ 漁船（第2号調査）

調査実施年の翌年6月末日（末日が土休日に当たる場合には、その直後の営業日）までに公表する。

ウ 特殊船（第3号調査）

調査実施年の12月末日までに公表する。

10 使用する統計基準等

使用する→日本標準産業分類 日本標準職業分類 その他（ ）

使用しない

本調査は、船員法第1条に規定する船員に関する調査であり、調査対象の範囲の画定及び集計結果の表示に統計基準を用いる余地が小さいことから、いずれの統計基準も使用しない。

11 調査票情報の保存期間及び保存責任者

保存期間：記入済み調査票は2年、調査票の内容を記録した電磁的記録は永年

保存責任者：国土交通省総合政策局情報政策課交通経済統計調査室長

12 立入検査等の対象とすることができる事項

該当なし

【別添 1】

船員労働統計調査（第 1 号調査）の標本設計等について

1 母集団情報

船員法第 111 条に規定する業務報告を用いて母集団名簿を作成し、母集団の隻数を把握するとともに、船員労働統計母集団調査若しくは船員労働統計予備調査（以下「母集団調査」という。）により、標本設計に必要な情報を把握する。

2 階層の設定

内航・外航別、用途別、総トン数別に階層を設定する。

内航 (15 階層)	用途	3 区分：旅客船、貨物船、油送船
	総トン数	5 区分：20 トン～199 トン、200 トン～499 トン、500 トン～699 トン、700 トン～1,599 トン、1,600 トン～
外航 (6 階層)	用途	3 区分：旅客船、貨物船、油送船
	総トン数	2 区分：20 トン～4,999 トン、5,000 トン～

3 標本設計

1 で把握した母集団の隻数及び母集団の情報を基に、2 で設定した階層別に、1 人当たり平均報酬額が精度 5%（信頼度 95%）となるように標本設計を行う。

$$W_i = (1.05 - 0.95)R_i$$

W_i : i 層における目標精度の平均報酬幅

R_i : 母集団調査の i 層における 1 人当たりの平均報酬（千円） としたとき、

$$W_i \geq (2 \times 1.96) \left(\sqrt{1 - \frac{P_i}{\sum_{j=1}^{A_i} Y_{ij}}} \right) \left(\frac{D_i}{\sqrt{P_i}} \right)$$

P_i : i 層における信頼度 95% 時の必要標本乗組員数

Y_{ij} : 母集団調査の i 層における j 番目の船舶の船別乗組員数

A_i : 母集団調査の i 層における隻数（母集団調査回答隻数）

D_i : 母集団調査の i 層における 1 人当たり平均報酬額の標準偏差

を満たす P_i を算出し、必要標本数 Q_i を算出する。

$$Q_i = \frac{P_i}{B_i}$$

Q_i : 信頼度 95% 時の i 層における必要標本隻数

B_i : 母集団の隻数の i 層における 1 隻当たりの平均乗組員総数

4 配布数

3で算出した必要標本数に母集団調査の回収率の逆数を乗じて、配布数を算出する。

内航用途	トン数階級	母集団隻数	必要標本数	配布数	外航用途	トン数階級	母集団隻数	必要標本数	配布数
旅客船	20～199	183	26	33	旅客船	20～4,999	3	1	2
	200～499	65	9	12		5,000～	8	4	7
	500～699	26	6	9	貨物船	20～4,999	3	3	3
	700～1,599	34	7	9		5,000～	149	14	37
	1,600～	98	2	3		油送船	20～4,999	4	1
				5,000～	55		11	15	
貨物船	20～199	231	38	93					
	200～499	938	16	36					
	500～699	58	11	19					
	700～1,599	182	11	18					
	1,600～	213	4	5					
油送船	20～199	320	42	73					
	200～499	296	14	27					
	500～699	30	6	8					
	700～1,599	224	7	11					
	1,600～	162	5	7					
内航計		3060	204	363	外航計		222	34	66

5 推計

報酬については、回収調査票を用途別・トン数階層別に集計し、母集団に復元した推計値を算出した後、平均の算出を行う。但し、職種別等の値については、報告値の平均となっている。なお、推計値の算出方法は、以下の計算式により算出している

$$\frac{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n x_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}}{\sum_{k=c}^l \sum_{j=b}^m \sum_{i=a}^n y_{kji} \frac{N_{kji}}{V_{kji}}} \quad (k: \text{内航船・外航船の別}, j: \text{用途の別}, i: \text{トン数階級の別})$$

(x_{kji} : 調査項目, y_{kji} : 船員数, N_{kji} : 母集団隻数, V_{kji} : 集計隻数)



秘

政府統計

船員労働統計調査票

第二号調査(漁船に乗り組む船員についての調査)

◎ この調査票は、船舶ごとに一枚を使用して下さい。

国土交通省

Header table with columns for reporter, ship name, tonnage, and voyage type.

Main data table with columns for employment status, remuneration, and detailed personnel statistics by category.

詳細は別紙の記入注意事項を参照して下さい。

船員労働統計調査票



秘

政府統計

第三号調査(特殊船に乗り組む船員についての調査)
 ◎この調査票は、船舶所有者及び用途別ごとに一枚を使用して下さい。

国土交通省

基幹統計調査		報告者	氏名又は名称	用途	1 引 船	隻	合 計		隻
調査期間	年 6 月 分		住 所		該 当 番 号 を ○ で 囲 ん で 下		2 は し け	総トン数(又は積トン数)	
					3 官 公 署 船				

		船 長 及 び 職 員			部 員			合 計		
			うち女性船員	うち外国人船員		うち女性船員	うち外国人船員		うち女性船員	うち外国人船員
船 員	船 員 数	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	総 延 稼 動 日 数	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日	人日
時間外・補償休日労働時間		時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間	時間
年間取得	有 給 休 暇	日	日	日	日	日	日	日	日	日
	休 日 数	日	日	日	日	日	日	日	日	日
報 酬	定期払いを要する報酬	給 料	円	円	円	円	円	円	円	円
		その他の手当	円	円	円	円	円	円	円	円
	割増手当・夜間割増		円	円	円	円	円	円	円	円
	特別に支払われた報酬		円	円	円	円	円	円	円	円
	合 計		円	円	円	円	円	円	円	円
	航 海 日 当		円	円	円	円	円	円	円	円

備 考	
-----	--

船員労働統計調査（第1号調査）調査票－新旧対照表

第一号様式（第八次関係）



秘

船員労働統計調査票

第一号調査（漁船及び特殊船以外の船舶に乗り組む船員についての調査）
 ◎この調査票は、指定船舶ごとに一枚を使用してください。

基幹統計調査

調査期間 年6月分

報告者氏名又は住所	所長船主団体名	1 労働組合の状況	2 未組	3 用	4 1 旅費	5 2 R	6 3 専用	7 4 油	8 5 自	9 6 液	10 7 ケ	11 8 ミ	12 9 カ	13 1 航	14 2 行	15 3 区	16 4 域	17 1 航	18 2 内	19 3 内	20 4 外	21 1 船	船長・職員 () 人 うち女性 () 人 うち外国人 () 人	
指定船舶名	ト	船	組	送	客	物	R	(送	航	送	カ	カ	行	行	行	行	航	航	航	航	航	部	目 () 人 うち女性 () 人 うち外国人 () 人
指定船舶の稼働日数	日	機	機	機	船	船	船	船	船	船	船	船	船	域	域	域	域	別	別	別	別	数		

変更案

区分	年齢(才)	性別	外国人	経験年数(年)	昨年一年間(1月～12月)の総労働時間等について					月間総労働時間(時間)	6月の月間総労働時間及び報酬について				合計(円)	航海日当(円)	その他の手当(円)	備考					
					時間内労働時間(時間)	時間外労働時間(時間)	補償休日労働時間(時間)	有給休暇(日)	休日-休暇(日)		給料(円)	家族手当(円)	その他の手当(円)	別当手当-夜間割増(円)					特別に支払われた報酬(円)				
船	長	1男/2女																					
職	航海士	一 等	1男/2女																				
	二 等	1男/2女																					
	三 等	1男/2女																					
	三 等	1男/2女																					
	二 等	1男/2女																					
	一 等	1男/2女																					
機関士	一 等	1男/2女																					
二 等	1男/2女																						
三 等	1男/2女																						
三 等	1男/2女																						
二 等	1男/2女																						
一 等	1男/2女																						
二 号	1男/2女																						
三 号	1男/2女																						
四 号	1男/2女																						
五 号	1男/2女																						
事務長	1男/2女																						
事務員	1男/2女																						
医師	1男/2女																						
部	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
員	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					

(注)外国人船員の場合は、外国人欄に「○」を記入してください。

変更前

第一号様式（第八次関係）

秘

政府統計

基幹統計調査

調査期間 年6月分

報告者氏名又は住所

指定船舶名

指定船舶の稼働日数

所長船主団体名

1 労働組合の状況

2 未組

3 用

4 1 旅費

5 2 R

6 3 専用

7 4 油

8 5 自

9 6 液

10 7 ケ

11 8 ミ

12 9 カ

13 1 航

14 2 行

15 3 区

16 4 域

17 1 航

18 2 内

19 3 内

20 4 外

21 1 船

船長・職員 () 人
うち女性 () 人
うち外国人 () 人

部 目 () 人
うち女性 () 人
うち外国人 () 人

区分	年齢(才)	性別	外国人	経験年数(年)	昨年一年間(1月～12月)の総労働時間等について					月間総労働時間(時間)	6月の月間総労働時間及び報酬について				合計(円)	航海日当(円)	その他の手当(円)	備考					
					時間内労働時間(時間)	時間外労働時間(時間)	補償休日労働時間(時間)	有給休暇(日)	休日-休暇(日)		給料(円)	家族手当(円)	その他の手当(円)	別当手当-夜間割増(円)					特別に支払われた報酬(円)				
船	長	1男/2女																					
職	航海士	一 等	1男/2女																				
	二 等	1男/2女																					
	三 等	1男/2女																					
	三 等	1男/2女																					
	二 等	1男/2女																					
	一 等	1男/2女																					
機関士	一 等	1男/2女																					
二 等	1男/2女																						
三 等	1男/2女																						
三 等	1男/2女																						
二 等	1男/2女																						
一 等	1男/2女																						
二 号	1男/2女																						
三 号	1男/2女																						
四 号	1男/2女																						
五 号	1男/2女																						
事務長	1男/2女																						
事務員	1男/2女																						
医師	1男/2女																						
部	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
員	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					
	()	1男/2女																					

(注)外国人船員の場合は、外国人欄に「○」を記入してください。

変更理由

報酬の正確な実態把握及び国民経済計算の雇用者報酬に係る推計精度向上をはかるため。

船員労働統計調査における課題等への対応について

1 課題等

1-1 「諮問第 316 号の答申 船員労働統計調査の改正について」(平成 19 年 2 月 9 日統審議第 2 号)における今後の課題(抄)

(1) 一般船舶調査に関する母集団情報の的確な把握

母集団情報の劣化が懸念されるため、統計の精度の維持・向上を図る観点から、定期的に最新の母集団情報の把握及びその結果を踏まえた標本設計の見直しを行う必要がある。

(2) ニーズに対応した的確な調査事項の設定

本調査による海上労働者その他の統計による陸上労働者のそれぞれの労働実態を合わせることで、我が国の労働市場の全体像が明らかになると考えられることから、引き続き、船員を取り巻く労働需給の更なる変化等に的確に対応した調査事項を設定していくことが期待される。このため、船員のうち部員の労働市場における流動性の状況など、船員の労働市場の実態について陸上労働者と比較可能な形で明らかにする観点から、企業規模、学歴及び勤続年数に係る事項を把握することについて研究・検討を行う必要がある。

(3) ニーズに対応した集計・公表等

本調査は、船員の労働実態を明らかにする唯一の重要な情報となるものであるが、既存の集計内容は、行政施策上の必要性を前提として設計されていることから、広く一般に活用され得るものとなっていない。このため、統計需要への的確な対応や結果利用上の便宜等に資する観点から、更なる集計事項の充実等について検討することが必要である。

1-2 「基幹統計調査の承認について(通知)」(平成 30 年 2 月 15 日付総政審第 32 号)添付事務連絡「船員労働統計調査に係る今後の検討課題について」(抄)

船舶を単位とする現行の標本設計について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討すること。

また、現行の標本設計は単純無作為抽出法における計算式を用いているが、実際には船舶を対象とした集落抽出法で調査を行っていることから、今後、集落抽出法の計算式を用いた精度検証を行うこと。

1-3 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成 30 年3月6日閣議決定)(抄)

第2 公的統計の整備に関する事項

2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、骨太 2017 においては、「働き方改革実行計画」(平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定)に従って、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②長時間労働の是正、③柔軟な働き方がしやすい環境整備、④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進、⑤外国人材の受入れ等の施策を府省の枠を超えて推進することが求められている。このような状況の中、労働関連統計については、国際基準に対応した新たな指標の作成・提供や、調査事項の見直し等に努めているものの、働き方改革の推進や評価等を行う上で、重要性がますます高まっており、調査事項を一層的確なものとするための改善や提供情報の充実等に関係府省が一体となって取り組むことが重要である。(略) さらに、船員労働統計調査(基幹統計調査)については、平成 29 年度(2017 年度)中に見直した第一号調査の標本設計における層別区分(用途別及び総トン数別)を、30 年度(2018 年度)調査から適用する。また、船舶を単位とする現行の標本設計について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討する。

(3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備	◎ 船員労働統計調査(第一号調査)について、平成 30 年度(2018 年度)調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	平成 32 年度(2020 年度)までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、平成 32 年度(2020 年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、現行調査の改善を順次実施する。

1-4 課題の整理

1-1、1-2 における課題及び 1-3「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という。）における指摘事項を整理すると以下の通りである。表頭の番号は上記本 1 項の枝番である。また、最右列の番号は、それぞれの対応状況を記載している項番号である。

表 1 船員労働統計調査における課題整理表

事 項	1	2	3	項
① 定期的な母集団情報の把握	○			5
② 調査事項「企業規模」の把握・調査項目追加の実現可能性	○		○	2
③ 調査事項「学歴」の把握・調査項目追加の実現可能性	○		○	
④ 調査事項「勤続年数」の把握・調査項目追加の実現可能性	○		○	3
⑤ 集計事項の充実	○		○	4
⑥ 事業所を単位とした標本設計の在り方		○	○	2
⑦ 基幹統計調査としての在り方（他統計との統合を含む）		○	○	6
⑧ 集落抽出法の計算式		○		2
⑨ 行政記録情報の活用			○	5
⑩ 既存調査項目の在り方			○	4
⑪ 調査体系の見直し			○	5

なお、このうち、「③調査事項「学歴」の把握・調査項目追加の実現可能性」については、基本計画（第 I 期）において、「社会生活や雇用・労働等と教育との関係を分析できるようにする観点から、関連統計調査において、学歴等の教育関連項目を追加することについて検討する」ことが指摘されているが、統計委員会基本計画部会第 2 ワーキンググループ会合（第 4 回）（平成 25 年 7 月 19 日）において、「実施困難」と自己評価を妥当と整理したい。」旨の発言が津谷座長（当時）よりあり、結論を得ているため、割愛する。

<参考：国土交通省での自己評価結果>

○ 船員は学校を卒業した後、船員としての経験を積み、下位から上位の海技免状を取得していくことで昇進、その結果が給与に反映されるものであり、海技免状の取得が伴わなければ、学歴は給与に反映されるものではない。

一方、船員の学歴調査については、海事局の一般統計調査「船員需給総合調査」により、既に外航海運、内航海運、旅客船及び周年操業の漁業三業種の船員の「海技免状受有者数」及び「採用者の出身学校別採用状況」を公表。船員労働統計調査の対象と同じ船員法に規定する船員を対象としていることから、「船員需給総合調査」結果を用いることで船員の学歴の把握は可能である。

2 第1号調査における標本設計の在り方等について

2-1 事業所単位の標本設計に係る検討

事業所単位の標本設計は、母集団情報として事前に把握可能な、事業所における何かしらの指標と、その事業所における報酬に相関関係があれば、標本設計の確立は可能であると考えられる。

そのため、船員労働統計調査及び船員労働統計予備調査（以下、本項においてそれぞれ「本調査」及び「予備調査」という。）の調査票情報を事業所ごとに集約し、複数隻（1隻では傾向を測れないと思われるため、3隻以上を閾値とした。）以上の船舶について回答している事業者について、資本金の情報が収録されている母集団名簿（船員法第111条に基づく業務報告）を用いて、「分散」、「標準偏差」及び「変動係数」を集計した。

なお、基本計画において指摘されているのは「事業所」を単位とした標本設計である。但し、本調査の母集団名簿における船舶所有者は、事業者・事業所の別はなく、大宗は事業者である（事業所別となっているのは6事業者程度）。よって、分析等に当たっては、事業者を単位として実施した（後述の事業所母集団データベース年次フレームも同様）。

事業者別ではいくつかのn数を使用している。下表はその内訳である。

表2 事業者別集計におけるn数

	事業者数
母集団事業者数	1,590
回答事業者数	884
3隻以上回答事業者数	234
資本金あり回答事業者数	814
資本金あり・回答3隻以上隻数	225

母集団の事業者数は1,590事業者であり、そのうち予備調査及び本調査のいずれかまたはその両方に回答のあった事業者は884事業者、そのうち3隻以上の回答のあった事業者は234事業者であった。また、母集団名簿に資本金の情報が収録されている事業者は814事業者で、そのうち3隻以上回答のあった事業者は225事業者であった。

また、分析に当たっては、行政記録情報（上述の船員法に基づく業務報告）に加え、事業所母集団データベース平成30年年次フレーム（以下、「事業所DB」という。）でも同旨の分析を行った。なお、事業所DBにおける「資本金」の収録状況が予見できなかったため、事業所DBを用いた分析では、隻数の閾値は設けずに行い、マッチングの結果、642事業所が分析の対象となった（そのうち、後述の分析に係る資本金のデータが収録されていたのは519事業所であった）。

2-1-1 資本金と報酬の相関分析

本調査及び予備調査の調査票情報に、母集団情報に収録されている資本金を結合し、平均報酬額表を作成するとともに、資本金と報酬の相関分析を行った。また、複数隻回答のあった事業者を対象にした場合に加えて、隻数の閾値を設けない場合でも集計を行った。その結果は以下のとおりである。

表3 資本金規模別の平均報酬額の度数分布表（複数隻回答の事業者）

報酬額階層	合計	～29.9万 円	30.0～ 34.9万円	35.0～ 39.9万円	40.0～ 44.9万円	45.0～ 49.9万円	50.0～ 59.9万円	60.0～ 69.9万円	70.0～ 79.9万円	80.0～ 89.9万円	90.0～ 99.9万円	100.0～ 109.9万	110.0万 円～	平均報酬額
資本金階級														
総数	225	8	15	25	70	72	34	1	0	0	0	0	0	430,204
300万円未満	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	406,115
300～500万円未満	14	1	2	3	3	2	3	0	0	0	0	0	0	407,227
500～1,000万円未満	7	0	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	400,398
1,000～3,000万円未満	105	3	4	11	31	40	15	1	0	0	0	0	0	451,306
3,000～5,000万円未満	29	1	3	4	5	9	7	0	0	0	0	0	0	460,781
5,000万円～1億円未満	25	3	2	1	14	5	0	0	0	0	0	14	0	412,341
1～3億円未満	21	0	0	3	8	6	4	0	0	0	0	0	0	454,251
3～10億円未満	9	0	3	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	445,030
10～50億円未満	11	0	0	0	5	5	1	0	0	0	0	0	0	461,600
50億円以上	3	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	353,546
(再掲) 1,000万円以下	77	1	3	10	24	27	12	0	0	0	0	0	0	442,432
(再掲) 5,000万円以下	161	5	9	22	45	54	25	1	0	0	0	0	0	446,984
(再掲) 1億円以下	196	8	11	25	62	62	27	1	0	0	0	0	0	441,501
(再掲) 3億円以下	202	8	11	25	65	63	29	1	0	0	0	0	0	443,037
(再掲) 10億円以下	213	8	14	25	66	67	32	1	0	0	0	0	0	443,766
(再掲) 50億円以下	222	8	14	25	70	71	33	1	0	0	0	0	0	445,661
(再掲) 1,000億円以下	225	8	15	25	70	72	34	1	0	0	0	0	0	430,204

表4 資本金規模別の平均報酬額の度数分布表（全事業者）

報酬額階層	合計	～29.9万 円	30.0～ 34.9万円	35.0～ 39.9万円	40.0～ 44.9万円	45.0～ 49.9万円	50.0～ 59.9万円	60.0～ 69.9万円	70.0～ 79.9万円	80.0～ 89.9万円	90.0～ 99.9万円	100.0～ 109.9万	110.0万 円～	平均報酬額
資本金階級														
総数	814	67	89	110	200	190	137	18	2	0	1	0	0	427,256
300万円未満	12	2	1	1	3	2	3	0	0	0	0	0	0	424,417
300～500万円未満	86	7	9	17	14	18	16	5	0	0	0	0	0	422,605
500～1,000万円未満	83	3	13	9	20	16	16	4	2	0	0	0	0	431,499
1,000～3,000万円未満	349	26	29	46	87	96	57	8	0	0	0	0	0	442,580
3,000～5,000万円未満	105	8	13	19	23	25	17	0	0	0	0	0	0	441,065
5,000万円～1億円未満	78	12	9	10	28	10	9	0	0	0	0	0	0	408,094
1～3億円未満	46	7	3	6	13	8	9	0	0	0	0	0	0	437,550
3～10億円未満	30	1	9	2	5	6	6	1	0	0	0	2	0	423,538
10～50億円未満	21	1	2	0	7	7	3	0	0	0	1	0	0	458,665
50億円以上	4	0	1	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	353,911
(再掲) 1,000万円以下	371	23	36	47	87	96	67	13	2	0	0	0	0	442,557
(再掲) 5,000万円以下	656	48	65	97	153	161	113	17	2	0	0	0	0	438,984
(再掲) 1億円以下	741	61	77	107	182	172	123	17	2	0	0	0	0	434,296
(再掲) 3億円以下	763	65	77	108	190	176	128	17	2	0	0	0	0	435,143
(再掲) 10億円以下	791	66	86	110	194	182	133	18	2	0	0	0	0	434,590
(再掲) 50億円以下	811	67	88	110	200	189	136	18	2	0	1	0	0	436,262
(再掲) 1,000億円以下	814	67	89	110	200	190	137	18	2	0	1	0	0	427,256

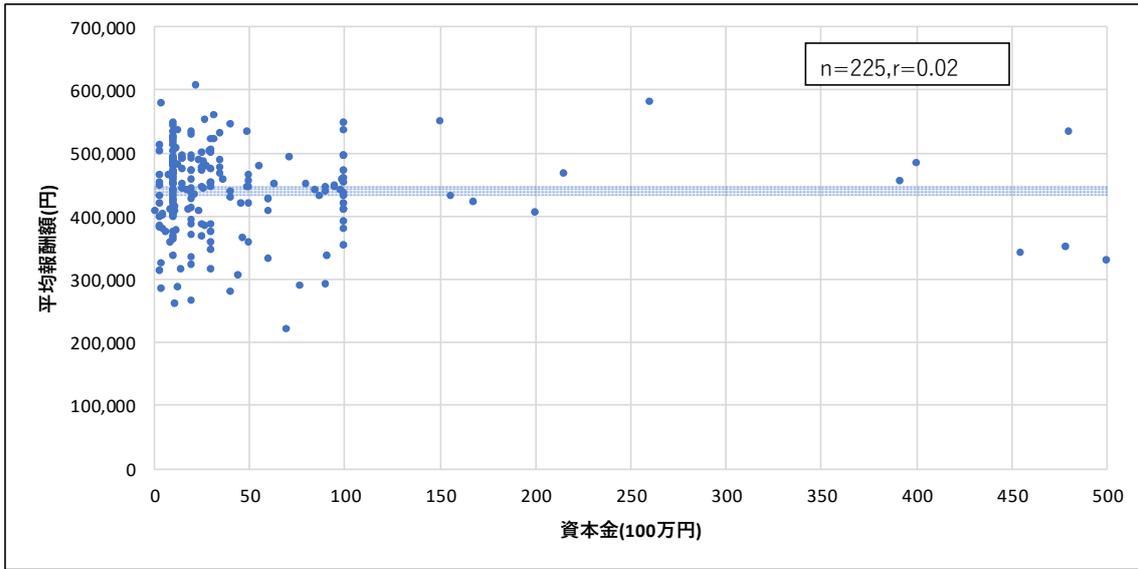


図1 資本金と平均報酬額の相関（複数隻回答の事業者）

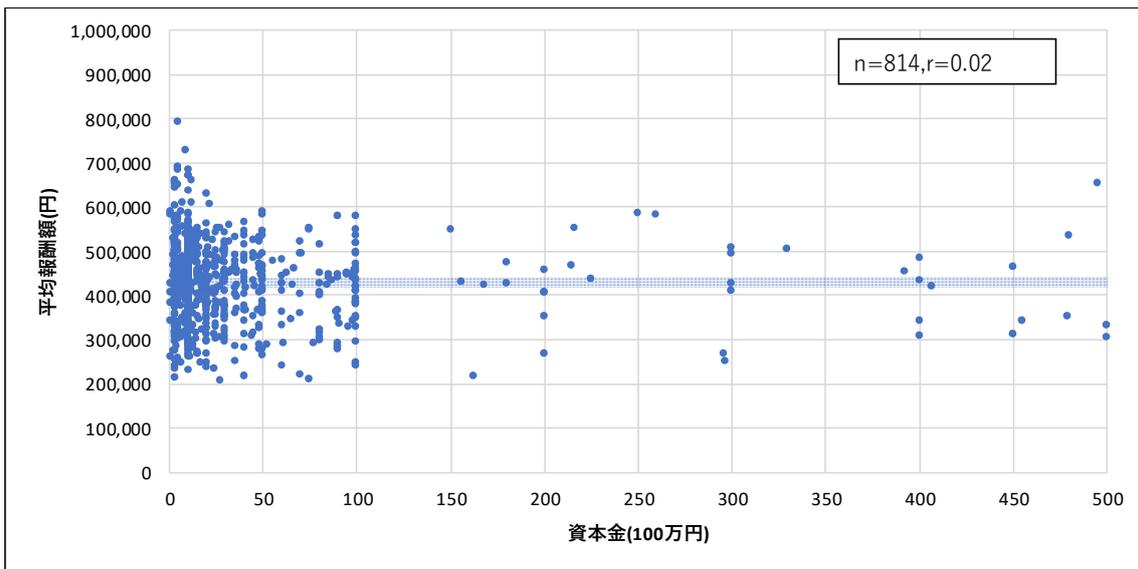


図2 資本金と平均報酬額の相関（全事業者）

度数分布表をみると、どちらも40万円台がボリュームゾーンとなっており、平均値もおおむね40万円台前半となっている。度数分布、平均値ともに、目立った傾向は見受けられなかった。

また、相関をみると、どちらも相関係数 r が0.02と、資本金と平均報酬額の間に相関はみられなかった。散布図でみた場合でも同様であり、目立った傾向はみられない。

当該分析について、事業所 DB を用いて行った分析結果は以下の通りであり、ここでは、ピアソンのほか、スピアマンの相関分析も行ったが、上記同様、いずれも相関を持っているとはいえなかった。

表 5 資本金と平均報酬額の相関（事業所 DB）

	N数	線形回帰分析			非線形回帰分析
		決定係数R ²	ピアソンの相関係数	スピアマンの相関係数	対数関数曲線の決定係数R ²
資本金と報酬の相関分析	519	0.000	-0.050 (p = 0.259)	-0.043 (p = 0.329)	0.002

2-1-2 船員数と報酬及び従業員数と報酬の相関分析

2-1-1 と同様に、軸を船員数（事業所 DB では従業員数）として、規模別の報酬額表を作成するとともに、相関分析を行った。

船員数と報酬額の度数分布表、及び相関については以下のとおりである。

表 6 船員数規模別度数及び報酬額表

報酬額階層 船員規模別	合計	～29.9万 円	30.0～ 34.9万円	35.0～ 39.9万円	40.0～ 44.9万円	45.0～ 49.9万円	50.0～ 59.9万円	60.0～ 69.9万円	70.0～ 79.9万円	80.0～ 89.9万円	90.0～ 99.9万円	100.0～ 109.9万円	110.0万円 ～	平均報酬 額
1人以上	884	80	102	121	213	197	149	19	2	0	1	0	0	426,023
5人以上	683	46	68	91	182	168	119	9	0	0	0	0	0	426,432
10人以上	419	23	37	47	124	116	68	4	0	0	0	0	0	426,954
20人以上	201	13	18	15	72	55	27	1	0	0	0	0	0	423,988
30人以上	105	5	13	7	35	29	16	0	0	0	0	0	0	421,438
500人以上	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318,226
1,000人以上	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	318,226
500～999人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-
100～499人	10	0	0	0	1	7	2	0	0	0	0	0	0	477,525
30～99人	94	5	12	7	34	22	14	0	0	0	0	0	0	430,395
20～29人	96	8	5	8	37	26	11	1	0	0	0	0	0	432,441
10～19人	218	10	19	32	52	61	41	3	0	0	0	0	0	436,316
5～9人	264	23	31	44	58	52	51	5	0	0	0	0	0	422,498
1～4人	201	34	34	30	31	29	30	10	2	0	1	0	0	416,799

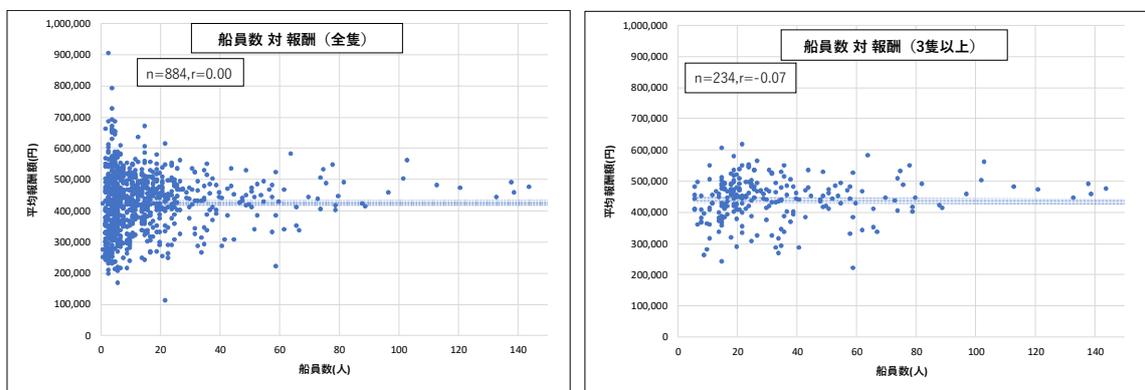


図 3、4 船員数と平均報酬額の相関

表6をみると、40万円台がボリュームゾーンとなっており、平均値では、「1人以上」から「10人以上」までは426,000円台となっており、それ以降は「20人以上」は423,988円、「30人以上」は421,438円と、船員規模が上がるにつれて平均報酬額は下がっている。相関分析結果は、相関係数は低く、散布図をみても顕著な傾向は見られない。

当該分析について、事業所DBで行った結果は以下の通りであり、資本金と同様に、ピアソンのほか、スピアマンの相関分析も行ったが、上記及び資本金に係る分析結果と同様に、いずれも相関を持っているとはいえなかった。

表7 従業員数と平均報酬額の相関（事業所DB）

	N数	線形回帰分析			非線形回帰分析
		決定係数R ²	ピアソンの相関係数	スピアマンの相関係数	対数関数曲線の決定係数R ²
従業員数と報酬の相関分析	642	0.001	-0.028 (p = 0.480)	0.071 (p = 0.073)	0.002

2-1-3 要因分析

2-1-1及び2-1-2の要因として、報酬は資本金や船員数・従業員数等の事業者規模に依らず、船舶の用途や総トン数に影響されることが想定される。そこで、その要因分析として、①事業者個別分析及び②統計数値を用いた分析の2つの分析を実施した。

①事業者個別分析

本調査及び予備調査に回答があった884事業者のうち、複数隻の船舶について回答があったのは234事業者であった。そのうち、3用途×6トン数階級の計18区分で全ての船舶が1区分で収まっているのは76事業者であった。また、3隻以上の回答がある事業者の区分数の平均は1.9であった（1.9区分の集計方法は、例えば「旅客船の200～499トン」が3隻、「油送船の700～1,599トン」が1隻であった場合では2区分としてカウントしている）。

当該234事業者のうち、事業者が保有している船舶の用途、もしくは、トン数階級が複数あり、各層の標準偏差よりも合計の標準偏差が大きくなる事業者の集計を行った。なお、集計にあたって、標準偏差の算出には最低2隻が必要となる。そのため、例えば、貨物船2隻、油送船3隻の回答があれば、それぞれの標準偏差を算出し、集計しているが、貨物船2隻、油送船1隻の回答であれば、「単一の事業者」となる。

表8 各層の分散の分布

対象事業者数		234
トン数階級が	単一の事業者	203
	複数の事業者	31
	うち、合計の標準偏差が個別の標準偏差より大	12
	うち、合計の標準偏差よりも小さい個別標準偏差が存在	31
用途が	単一の事業者	224
	複数の事業者	10
	うち、合計の標準偏差が個別の標準偏差より大	6
	うち、合計の標準偏差よりも小さい個別標準偏差が存在	10
トン数階級 ×用途が	単一の事業所	198
	複数の事業所	36
	うち、合計の標準偏差が個別いずれの標準偏差より大	16
	うち、合計の標準偏差よりも小さいものが存在	36

①トン数階級が複数ある事業者は31事業者、②用途が複数ある事業者は10業者、③トン数階級別用途が複数ある事業者36であり、①～③において、合計の標準偏差よりも小さいものが全ての事業に存在する結果となった。また、各区分の標準偏差よりも合計の標準偏差が大きくなる事業者はいずれも5割程度存在した。

そのため、報酬はトン数階級若しくは用途によって傾向が異なることが推察される。

以下、次頁より具体的な結果を示すが、234事業者の全ての表を掲載することは難しいため、特徴的な事例を掲載する（特筆すべき点は表下に記載）。

表9 事業者個別分析（用途・総トン数がともに複数の場合）

		計	20~ 199ト>	200~ 499ト>	500~ 699ト>	700~ 1,599ト>	1,600~ 4,999ト>	5,000ト> 以上
分散	用途計	船長及び職員、部員計	948,623,411	-	1,162,285,987	-	481,180,856	-
		船長及び職員	1,055,876,974	-	1,857,956,616	-	261,098,695	-
		部員	2,425,470,017	-	-	-	2,910,071,368	-
	旅客船	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	-	-
		船長及び職員	-	-	-	-	-	-
		部員	-	-	-	-	-	-
	貨物船	船長及び職員、部員計	351,032,977	-	128,253,166	-	445,639,852	-
		船長及び職員	179,826,479	-	128,253,166	-	124,086,447	-
		部員	17,340,003,653	-	-	-	23,321,284,111	-
	油送船	船長及び職員、部員計	1,261,920,328	-	600,013,104	-	548,180,276	-
		船長及び職員	1,275,270,483	-	1,031,679,322	-	368,643,840	-
		部員	-	-	-	-	-	-
標準偏差	用途計	船長及び職員、部員計	30,800	-	34,092	-	21,936	-
		船長及び職員	32,494	-	43,104	-	16,159	-
		部員	49,249	-	-	-	53,945	-
	旅客船	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	-	-
		船長及び職員	-	-	-	-	-	-
		部員	-	-	-	-	-	-
	貨物船	船長及び職員、部員計	18,736	-	11,325	-	21,110	-
		船長及び職員	13,410	-	11,325	-	11,139	-
		部員	131,681	-	-	-	152,713	-
	油送船	船長及び職員、部員計	35,524	-	24,495	-	23,413	-
		船長及び職員	35,711	-	32,120	-	19,200	-
		部員	-	-	-	-	-	-
変動係数	用途計	船長及び職員、部員計	0.06	-	0.07	-	0.04	-
		船長及び職員	0.06	-	0.08	-	0.03	-
		部員	0.13	-	-	-	0.14	-
	旅客船	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	-	-
		船長及び職員	-	-	-	-	-	-
		部員	-	-	-	-	-	-
	貨物船	船長及び職員、部員計	0.04	-	0.02	-	0.04	-
		船長及び職員	0.03	-	0.02	-	0.02	-
		部員	0.39	-	-	-	0.47	-
	油送船	船長及び職員、部員計	0.07	-	0.04	-	0.05	-
		船長及び職員	0.06	-	0.06	-	0.04	-
		部員	-	-	-	-	-	-

※分散、標準偏差及び変動係数いずれにおいても、小計・計とすることで、大きくなる用途が存在する。例えば、分散を計の列、船長及び職員、部員計の行でみたとき、貨物船は「351,032,977」であるのに対し、油送船が「1,261,920,328」であり、用途計が「948,623,411」と貨物船の分散が打ち消されている。

表 10 事業者個別分析（同一の総トン数階級であるが、用途が複数の場合）

		計	20～ 199ト>	200～ 499ト>	500～ 699ト>	700～ 1,599ト>	1,600～ 4,999ト>	5,000ト> 以上
分散	用途計	5,512,860,466	-	-	-	-	-	5,512,860,466
	船長及び職員	37,418,139,895	-	-	-	-	-	37,418,139,895
	部員	590,641,365	-	-	-	-	-	590,641,365
	旅客船	-	-	-	-	-	-	-
	船長及び職員	-	-	-	-	-	-	-
	部員	-	-	-	-	-	-	-
	貨物船	1,005,509,936	-	-	-	-	-	1,005,509,936
	船長及び職員	9,745,208,050	-	-	-	-	-	9,745,208,050
	部員	5,779,318,125	-	-	-	-	-	5,779,318,125
	油送船	3,420,520,562	-	-	-	-	-	3,420,520,562
	船長及び職員	11,689,430,383	-	-	-	-	-	11,689,430,383
	部員	1,092,391,926	-	-	-	-	-	1,092,391,926
標準偏差	用途計	74,249	-	-	-	-	-	74,249
	船長及び職員	193,438	-	-	-	-	-	193,438
	部員	24,303	-	-	-	-	-	24,303
	旅客船	-	-	-	-	-	-	-
	船長及び職員	-	-	-	-	-	-	-
	部員	-	-	-	-	-	-	-
	貨物船	31,710	-	-	-	-	-	31,710
	船長及び職員	98,718	-	-	-	-	-	98,718
	部員	76,022	-	-	-	-	-	76,022
	油送船	58,485	-	-	-	-	-	58,485
	船長及び職員	108,118	-	-	-	-	-	108,118
	部員	33,051	-	-	-	-	-	33,051
変動係数	用途計	0.23	-	-	-	-	-	0.23
	船長及び職員	0.34	-	-	-	-	-	0.34
	部員	0.21	-	-	-	-	-	0.21
	旅客船	-	-	-	-	-	-	-
	船長及び職員	-	-	-	-	-	-	-
	部員	-	-	-	-	-	-	-
	貨物船	0.12	-	-	-	-	-	0.12
	船長及び職員	0.23	-	-	-	-	-	0.23
	部員	0.84	-	-	-	-	-	0.84
	油送船	0.15	-	-	-	-	-	0.15
	船長及び職員	0.14	-	-	-	-	-	0.14
	部員	0.23	-	-	-	-	-	0.23

※分散、標準偏差及び変動係数いずれにおいても、小計・計とすることで、大きくなる。

例えば、標準偏差を計の列、船長及び職員で行でみたとき、貨物船が「98,718」、油送船が「108,118」であるが、用途計は「193,438」であり、用途別の傾向が用途計とすることで大きくなる。

表 11 事業者個別分析（同一用途であるが、総トン数階級が複数の場合）

		計	20~ 199ト>	200~ 499ト>	500~ 699ト>	700~ 1,599ト>	1,600~ 4,999ト>	5,000ト> 以上
分散	用途計	船長及び職員、部員計	3,519,644,311	-	981,305,615	11,452,496,697	100,520,972	-
		船長及び職員	3,518,068,061	-	822,584,522	12,200,128,817	100,520,972	-
		部員	222,222	-	250,000	-	-	-
	旅客船	用途計	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	-
			船長及び職員	-	-	-	-	-
			部員	-	-	-	-	-
	貨物船	用途計	船長及び職員、部員計	3,519,644,311	-	981,305,615	11,452,496,697	100,520,972
			船長及び職員	3,518,068,061	-	822,584,522	12,200,128,817	100,520,972
			部員	9,717,058,172	-	10,162,576,389	13,668,750,000	-
	油送船	用途計	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	-
			船長及び職員	-	-	-	-	-
			部員	-	-	-	-	-
標準偏差	用途計	船長及び職員、部員計	59,327	-	31,326	107,016	10,026	
		船長及び職員	59,313	-	28,681	110,454	10,026	
		部員	471	-	500	-	-	
	旅客船	用途計	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	
			船長及び職員	-	-	-	-	
			部員	-	-	-	-	
	貨物船	用途計	船長及び職員、部員計	59,327	-	31,326	107,016	10,026
			船長及び職員	59,313	-	28,681	110,454	10,026
			部員	98,575	-	100,810	116,913	-
	油送船	用途計	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	
			船長及び職員	-	-	-	-	
			部員	-	-	-	-	
変動係数	用途計	船長及び職員、部員計	0.12	-	0.06	0.24	0.02	
		船長及び職員	0.12	-	0.06	0.24	0.02	
		部員	0.00	-	0.00	-	-	
	旅客船	用途計	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	
			船長及び職員	-	-	-	-	
			部員	-	-	-	-	
	貨物船	用途計	船長及び職員、部員計	0.12	-	0.06	0.24	0.02
			船長及び職員	0.12	-	0.06	0.24	0.02
			部員	0.49	-	0.37	0.87	-
	油送船	用途計	船長及び職員、部員計	-	-	-	-	
			船長及び職員	-	-	-	-	
			部員	-	-	-	-	

※1つのトン数階級により、分散、標準偏差及び変動係数が大きくなる。例えば、変動係数を用途計・船長及び職員、部員計の行でみたとき、200～499トンが0.06、700～1,599トンが0.02であるのに対して、500～699トンが0.24であるため、計の列が0.12と大きくなる。

②統計数値を用いた分析

公表値を用いて、10年分の用途別平均報酬額を分析したところ、全体、用途別のいずれにおいても、群間の平均値の違いが見られる（F値の有意確率が0.05未満）結果であり、全ての用途の報酬平均額が同じとはいえない状況であった。

表12 用途別内航船の報酬額平均値（円）に関する記述統計量

	N数	平均値	標準偏差	標準誤差	平均値の95%信頼区間	
					下限	上限
旅客船	10	397379.70	12483.015	3947.476	388449.89	406309.51
貨物船	10	517969.20	24555.692	7765.192	500403.12	535535.28
RORO船	10	461766.50	43270.193	13683.237	430812.87	492720.13
専用船	10	472869.10	12462.227	3940.902	463954.16	481784.04
油送船	10	464071.80	7703.538	2436.072	458561.02	469582.58
自動車航送船	10	412243.30	10023.227	3169.623	405073.12	419413.48
液化ガスタンカー	10	482569.30	5465.799	1728.437	478659.30	486479.30
ケミカルタンカー	10	575256.30	32785.113	10367.563	551803.24	598709.36
合計	80	473015.65	57182.533	6393.202	460290.30	485741.00

表13 用途別内航船の報酬額平均値（円）に関する分散分析

	平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
グループ間	221858771607.200	7	31694110229.600	62.591	0.000
グループ内	36458753129.000	72	506371571.236		
合計	258317524736.200	79			

表14 用途別内航船の報酬額平均値（円）に関する分散分析

		平方和	自由度	平均平方	F値	有意確率
貨物船	グループ間	17720100780.200	2	8860050390.100	10.104	0.001
	グループ内	23675388807.000	27	876866252.111		
	合計	41395489587.200	29			
油送船	グループ間	70983435051.667	2	35491717525.833	91.467	0.000
	グループ内	10476747725.800	27	388027693.548		
	合計	81460182777.467	29			
旅客船	グループ間	1104633024.800	1	1104633024.800	8.620	0.009
	グループ内	2306616596.200	18	128145366.456		
	合計	3411249621.000	19			

2-1-4 事業所単位の標本設計に係るまとめ

基本計画で指摘されている事業所単位の標本設計を検討するにあたり、その可能性を検討すべく、船舶単位である船員労働統計調査及び船員労働統計予備調査の情報を事業者単位に集約したうえで、行政記録情報（船員法第 111 条に基づく業務報告）及び事業所母集団データベース年次フレームの情報を用いて、資本金及び従業員数それぞれで報酬額との 相関分析を行ったが、相関は見られなかった。

そのため、母集団情報として事前に把握可能な情報として、標本設計の軸が想定されな
いなか、無理に標本設計を行ったとしても、報告者負担の増加や統計数値の不安定化を惹
起すると推測されるため、事業所単位の標本設計に積極的に変更する理由はないと思われ
る。

また、今回の分析結果から、「企業規模」を調査事項として調査し、集計を行ったとし
ても、有用な統計数値にはならないと想定されることから、調査事項に「企業規模」に関
する事項を加えることは、報告者負担面、統計作成の両面から適当ではないと考える。

よって、統計数値の継続性の観点も含めて、船員労働統計調査第 1 号調査は、引き続き
船舶を単位とした標本設計を行い、調査を実施することとする。

2-2 現行調査の精度検証について

現行の本調査における達成精度の計算式は以下の通りであり、従前より、集落抽出法の計算式を用いて算出し、国土交通省ホームページにおいてその結果を公表している。

今後も、品質表示の観点から、算出式とともに達成精度を公表することとする。

N	: 母集団隻数	◆ $S_x = \sum_n x$	◆ $S_y = \sum_n y$
n	: 標本隻数		
x	: 船別報酬総額	◆ $\bar{x} = S_x / n$	◆ $\bar{y} = S_y / n$
y	: 船別乗組員数		
\bar{x}	: 船別報酬総額の平均値		
\bar{y}	: 船別乗組員数の平均値		
σ_x^2	: 船別報酬総額の分散	◆ $\sigma_x^2 = \frac{1}{n-1} \sum_n (x_i - \bar{x})^2$	
σ_y^2	: 船別乗組員数の分散		
C _x	: 船別報酬総額の変動係数	◆ $\sigma_y^2 = \frac{1}{n-1} \sum_n (y_i - \bar{y})^2$	
C _y	: 船別乗組員数の変動係数		
λ	: 信頼度 (95%) の時、実数 2	◆ $C_x = \frac{\sigma_x}{\bar{x}}$	◆ $C_y = \frac{\sigma_y}{\bar{y}}$
η	: 精度		
r	: 船別報酬総額と船別乗組員数の相関係数	◆ $Cov(x, y)$	
C _z	: 変動係数	$= \frac{1}{n-1} \sum_n (x_i - \bar{x})(y_i - \bar{y})$	
		◆ $r = \frac{Cov(x, y)}{\sigma_x \cdot \sigma_y}$	
		◆ $C_z^2 = C_x^2 + C_y^2 - 2r C_x \cdot C_y$	
		◆ $\eta = \lambda \sqrt{\frac{N-n}{N-1} \cdot \frac{C_z^2}{n}}$	

図5 船員労働統計調査（第1号調査）における達成精度の算出式

3 調査事項「勤続年数」の把握について

1-1 (統計審議会答申) を踏まえ、また、陸上労働者に係る統計との比較にあたって有用な統計表作成が可能であるかを検証するため、「船員労働統計予備調査」において調査した勤続年数と経験年数との比較等を行った。

3-1 勤続年数及び経験年数の比較

勤続年数別の報酬と経験年数別 (①基幹統計調査「船員労働統計調査」のみ、②基幹統計調査「船員労働統計調査」及び「船員労働統計予備調査」、③「船員労働統計予備調査」のみ) の報酬で比較を行ったところ、概ね同様の傾向を示した。なお、外航については、勤続年数と経験年数で傾向が異なったが、n数 (船員数) の少なさが影響していると考えられる。

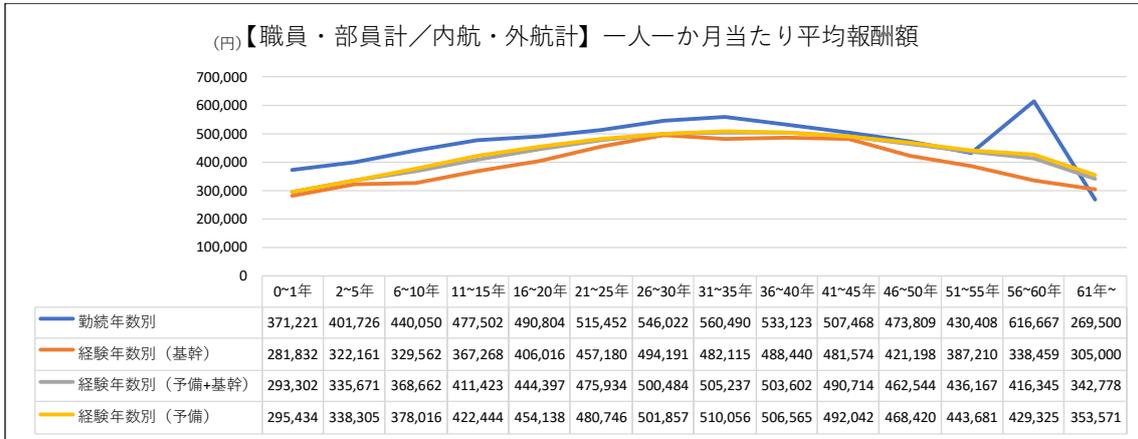


図6 【職員・部員計／内航・外航計】一人一か月当たり平均報酬額

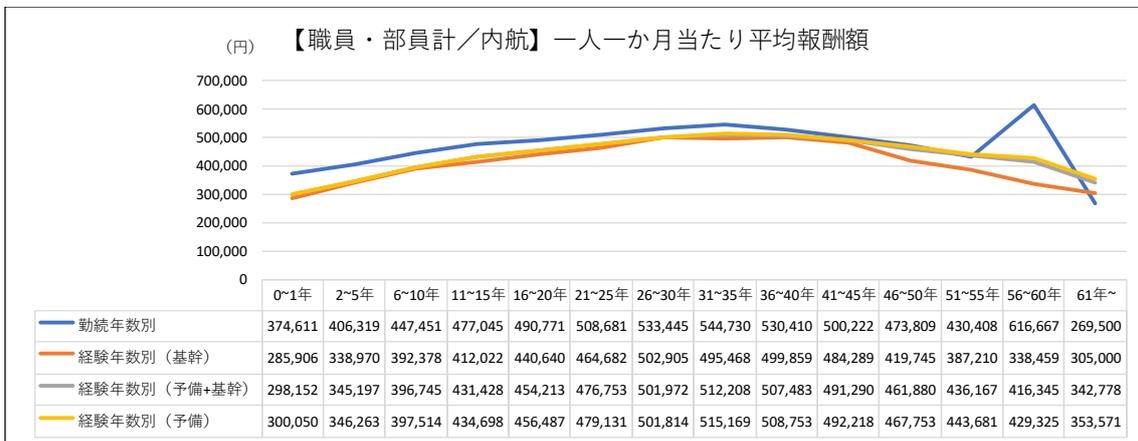


図7 【職員・部員計／内航】一人一か月当たり平均報酬額

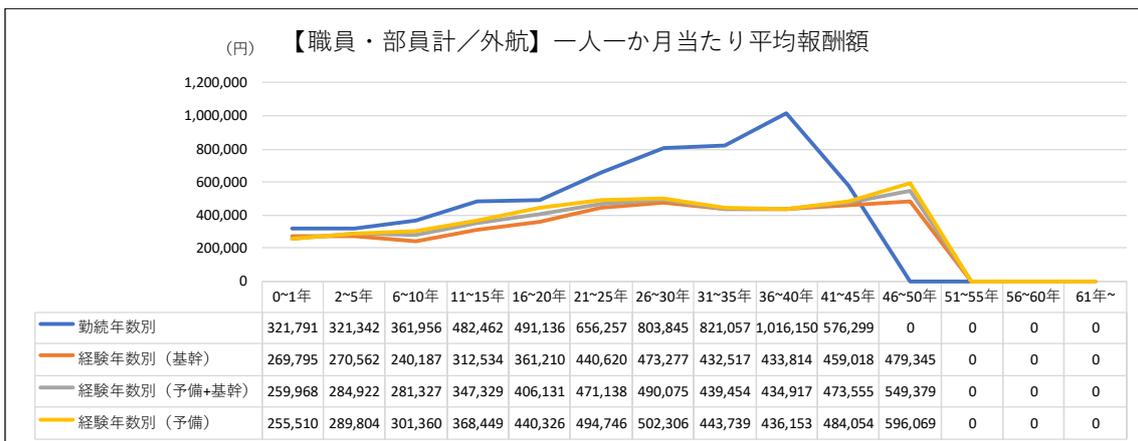


図8 【職員・部員計／外航】一人一か月当たり平均報酬額

3-2 部門別、勤続年数及び経験年数別、年齢別の比較

部門（職員・部員）別、年齢別の、勤続年数別及び経験年数別のそれぞれにおける一人一か月当たり平均報酬額の比較結果は以下の通りである。

なお、以下は内航船を掲載している。外航船についても同様の比較を実施しているが、上記同様、n数（船員数）が少なく、傾向把握が困難であるため、掲載を省略する。

勤続年数、経験年数のいずれの合計欄においても、年齢が上がるにつれて報酬額は上昇し、50歳代でピークの40万円台後半に達したのち、緩やかに減少して40万円前後となる傾向は同じである。

一方、年齢を加味すると、勤続年数では、勤続年数の大小にかかわらず年齢による推移は一定であるが、経験年数では、年齢にかかわらず経験年数が増えることで報酬が大きく推移する傾向にある。

例えば、表15の勤続年数「0～1年」の「船長及び職員、部員計」では、「26歳～30歳」は294,529円であるのに対し、「56～60歳」では403,452円であり、10万円程度の差である。これが勤続年数「11年～15年」になると、「26歳～30歳」は298,367円であるのに対し、「56～60歳」では447,370円であり、15万円程度の差である。

経験年数では、表16の経験年数「0～1年」の「船長及び職員、部員計」では、「26歳～30歳」は238,832円であるのに対し、「56～60歳」では320,382円であり、10万円程度の差であるのは勤続年数と変わらないものの、全体的に水準が低くなっている。これが経験年数「11年～15年」になると、「26歳～30歳」は312,310円であり、「56～60歳」では364,789円となり、5万円程度の差となり、年齢による差は小さくなる。

報酬額の推移は、年齢や勤続年数による影響はあるものの、経験年数の大小による影響が大きいことを改めて定量的に確認した。

表 15 勤続年数別、年齢別、一人当たり平均報酬額（内航）

年齢	勤続年数	合計	0年	2年	6年	11年	16年	21年	26年	31年	36年	41年	46年	51年	56年	61年～
		(円)	～1年 (円)	～5年 (円)	～10年 (円)	～15年 (円)	～20年 (円)	～25年 (円)	～30年 (円)	～35年 (円)	～40年 (円)	～45年 (円)	～50年 (円)	～55年 (円)	～60年 (円)	(円)
船長及び職員、部員計	合計	371,476	319,706	343,907	380,177	397,398	416,098	419,747	444,621	463,990	455,207	434,872	439,999	416,831	616,667	269,500
	～20歳	220,317	219,497	225,626	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21～25歳	257,239	257,581	257,352	249,530	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26～30歳	298,793	294,529	299,368	301,343	298,367	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31～35歳	327,303	308,893	329,984	321,936	340,314	361,548	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36～40歳	359,030	332,830	361,256	354,285	355,593	384,255	425,534	-	-	-	-	-	-	-	-
	41～45歳	376,139	354,730	370,960	382,609	394,465	386,131	379,011	373,793	-	-	-	-	-	-	-
	46～50歳	411,240	380,459	397,673	408,533	419,550	404,882	446,924	428,360	451,072	-	-	-	-	-	-
	51～55歳	429,742	386,800	401,698	429,722	431,520	468,377	429,669	460,261	492,162	396,813	-	-	-	-	-
	56～60歳	436,083	403,452	407,988	428,669	447,370	454,488	434,298	481,899	455,044	482,178	412,001	-	-	-	-
	61～65歳	429,301	418,318	417,071	420,956	430,672	431,015	455,512	462,072	439,545	442,945	492,969	459,246	-	-	-
66～70歳	415,202	389,967	403,021	433,661	409,552	399,946	463,530	448,893	414,058	429,991	366,394	420,182	428,968	-	-	
71歳～	402,191	402,007	380,412	405,888	380,769	409,578	508,452	478,333	402,333	300,000	421,550	440,927	406,429	616,667	269,500	
船長及び職員	合計	407,012	376,374	379,439	400,450	417,976	432,803	442,282	478,059	492,539	496,093	478,305	479,695	420,317	800,500	269,500
	～20歳	254,269	247,496	291,517	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21～25歳	290,482	295,625	287,836	288,297	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26～30歳	324,054	339,666	323,378	314,866	358,570	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31～35歳	353,100	345,044	365,758	335,556	356,817	404,792	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36～40歳	386,838	369,932	399,535	372,663	372,559	408,651	474,628	-	-	-	-	-	-	-	-
	41～45歳	401,877	387,824	401,113	408,313	410,974	403,158	401,567	397,039	-	-	-	-	-	-	-
	46～50歳	438,960	424,256	423,434	430,649	441,608	412,666	467,282	467,571	508,123	-	-	-	-	-	-
	51～55歳	456,292	418,478	427,245	451,679	451,684	475,382	453,903	497,300	520,456	457,349	-	-	-	-	-
	56～60歳	459,193	424,488	429,960	448,715	469,010	473,073	445,735	509,081	478,506	538,358	468,390	-	-	-	-
	61～65歳	443,798	428,849	430,988	437,416	443,318	441,851	480,387	477,855	468,905	451,025	530,737	491,694	-	-	-
66～70歳	425,790	395,716	416,703	439,360	423,390	414,066	469,498	455,977	426,828	434,496	366,394	456,802	428,968	-	-	
71歳～	412,256	415,409	386,113	407,167	412,206	409,578	434,087	510,980	454,000	300,000	421,550	501,667	411,667	800,500	269,500	
部員	合計	279,890	247,238	259,132	292,879	315,410	324,937	340,112	360,126	363,809	356,137	340,766	286,889	375,000	249,000	-
	～20歳	216,268	216,243	216,431	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21～25歳	224,985	228,741	221,454	232,086	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26～30歳	245,737	240,110	241,588	255,946	266,681	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31～35歳	266,650	257,247	259,957	273,296	283,213	296,682	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36～40歳	284,172	273,740	275,904	285,243	288,227	307,252	327,347	-	-	-	-	-	-	-	-
	41～45歳	310,224	293,679	293,492	297,345	318,208	299,931	329,256	347,812	-	-	-	-	-	-	-
	46～50歳	323,854	290,387	307,772	305,537	333,016	351,175	313,810	355,768	375,004	-	-	-	-	-	-
	51～55歳	327,193	290,099	312,282	322,133	342,123	330,012	335,426	353,631	366,255	332,242	-	-	-	-	-
	56～60歳	343,052	304,286	310,568	334,611	345,069	375,721	364,725	380,219	368,415	364,712	348,094	-	-	-	-
	61～65歳	350,139	344,072	337,229	319,839	377,280	332,293	360,532	391,574	373,486	383,690	304,125	351,086	-	-	-
66～70歳	326,966	359,687	302,034	364,798	293,664	284,970	393,908	353,250	347,016	348,903	-	218,775	-	-	-	
71歳～	312,919	294,798	297,752	371,377	248,733	-	620,000	315,100	144,000	-	-	258,707	375,000	249,000	-	

表 16 経験年数別、年齢別、一人当たり平均報酬額（内航）

年齢	経験年数	合計 (円)	0年	2年	6年	11年	16年	21年	26年	31年	36年	41年	46年	51年	56年	61年~
			~1年 (円)	~5年 (円)	~10年 (円)	~15年 (円)	~20年 (円)	~25年 (円)	~30年 (円)	~35年 (円)	~40年 (円)	~45年 (円)	~50年 (円)	~55年 (円)	~60年 (円)	(円)
船長及び職員、部員計	合計	370,047	238,350	281,839	324,672	354,098	383,118	396,256	425,356	437,723	438,823	435,618	421,082	408,091	400,615	336,667
	~20歳	219,894	214,715	239,997	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21~25歳	256,851	234,433	261,457	286,981	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26~30歳	296,482	238,832	285,311	309,895	312,310	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31~35歳	325,020	259,967	292,274	319,388	340,405	349,497	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36~40歳	358,439	264,174	310,204	344,355	362,169	376,601	398,437	-	-	-	-	-	-	-	-
	41~45歳	375,468	289,113	315,615	351,027	378,327	377,903	384,116	398,625	-	-	-	-	-	-	-
	46~50歳	410,629	286,586	343,150	356,796	387,742	404,519	425,956	428,647	424,339	-	-	-	-	-	-
	51~55歳	427,621	295,436	358,039	371,074	386,372	403,233	426,380	437,963	444,591	429,065	-	-	-	-	-
	56~60歳	435,046	320,382	350,203	375,470	364,789	414,015	390,244	439,851	448,140	451,728	441,805	-	-	-	-
	61~65歳	427,090	356,186	384,595	362,323	402,997	428,242	400,033	422,182	407,267	429,219	441,249	420,363	-	-	-
66~70歳	409,756	292,925	403,333	382,336	396,309	411,679	354,726	404,336	389,387	379,174	400,967	425,169	411,889	-	-	
71歳~	388,497	301,200	312,000	208,000	226,574	271,032	337,975	389,664	379,521	392,657	375,091	392,951	402,654	400,615	336,667	
船長及び職員	合計	405,151	273,779	317,866	345,999	374,781	400,329	414,841	447,754	453,312	457,533	450,459	430,970	418,919	399,883	336,667
	~20歳	253,202	239,963	307,813	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21~25歳	291,069	264,360	294,474	328,862	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26~30歳	321,239	268,929	309,092	325,249	363,986	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31~35歳	351,614	264,972	351,729	337,350	355,008	384,791	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36~40歳	385,967	342,374	351,351	371,962	382,898	390,593	427,937	-	-	-	-	-	-	-	-
	41~45歳	400,846	281,485	355,953	388,938	399,228	391,689	402,700	429,242	-	-	-	-	-	-	-
	46~50歳	438,372	361,388	392,300	403,123	402,665	422,979	439,440	449,375	452,932	-	-	-	-	-	-
	51~55歳	452,256	348,105	432,864	418,522	408,954	430,575	445,486	462,615	459,220	454,744	-	-	-	-	-
	56~60歳	456,682	304,800	397,142	401,423	396,447	443,669	398,645	453,484	459,353	470,386	467,150	-	-	-	-
	61~65歳	440,360	365,233	381,303	369,239	437,968	429,418	426,526	438,786	417,578	439,634	452,361	435,493	-	-	-
66~70歳	420,811	248,600	460,500	379,072	465,375	411,679	367,765	419,840	389,387	391,451	414,447	432,602	425,204	-	-	
71歳~	397,007	301,200	312,000	-	300,000	200,000	357,570	412,353	379,521	413,036	372,021	398,918	410,252	399,883	336,667	
部員	合計	279,837	227,511	244,013	275,655	288,612	307,187	319,757	341,726	348,240	345,540	351,914	345,888	296,855	408,080	-
	~20歳	216,194	211,871	232,859	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	21~25歳	225,246	216,566	224,344	258,187	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	26~30歳	247,473	229,915	246,530	255,391	258,114	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	31~35歳	264,825	258,985	246,266	264,120	278,050	285,212	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	36~40歳	284,538	244,624	269,731	291,068	279,701	308,005	312,745	-	-	-	-	-	-	-	-
	41~45歳	312,335	289,931	274,339	296,869	314,849	287,672	322,490	341,384	-	-	-	-	-	-	-
	46~50歳	323,526	269,325	295,364	292,941	330,041	313,375	322,987	346,274	344,646	-	-	-	-	-	-
	51~55歳	328,008	259,225	318,658	304,646	322,610	319,255	311,750	328,878	350,252	335,205	-	-	-	-	-
	56~60歳	343,273	329,287	294,323	320,681	322,119	310,226	332,280	350,480	352,533	353,481	358,203	-	-	-	-
	61~65歳	351,821	320,000	389,298	348,492	319,940	421,969	310,621	349,381	341,281	346,418	356,118	350,694	-	-	-
66~70歳	321,927	337,250	289,000	389,680	304,220	-	267,798	295,808	-	330,884	290,879	344,846	295,603	-	-	
71歳~	306,114	-	-	208,000	202,098	306,548	240,000	332,943	-	250,000	415,000	258,707	299,538	408,080	-	

3-3 (参考)陸上統計の比較

また、参考として、陸上労働者（平成 30 年賃金構造基本統計調査の調査結果）との比較を実施した。

船員（表 15）と陸上労働者（下表）の計の列を比較すると、船員の方は 5 万円程度高いものの、年齢による推移も勤続年数による推移もおおむね同様の傾向となっている。しかしながら、60 歳以上の下がり幅をみると、船員は非常に緩やかに減少し最終的には 3 万円程度の下がり幅（「56～60 歳」の 436,083 円から「71 歳～」の 402,191 円）なもの、陸上労働者は 60 歳を境界として 10 万円程度の下がり幅（「55～59 歳」の 370.3 千円から「70 歳～」の 243.3 千円）となっている。

また、勤続年数と年齢の関係をみると、船員の「6～10 年」の最小値は「21～25 歳」の 249,530 円、最大値は「66～70 歳」の 433,661 円で、差は 184,131 円であるのに対して、陸上労働者の「5～9 年」の最小値は「20～24 歳」の 209,200 円、最大値は「40～44 歳」の 293,000 円で、差は 83,800 円である。

一方、船員の「26～30 年」の最小値は「41～45 歳」の 373,793 円、最大値は「56～60 歳」の 481,899 円で、差は 108,106 円であるのに対して、陸上労働者の「25～29 年」の最小値は「70 歳～」の 265,500 円、最大値は「50～54 歳」の 488,100 円で、差は 222,600 円であり、陸上労働者は勤続年数が長くなるほど年齢による影響が強くなっている。陸上労働者の 60 歳以上は定年退職後の再就職により平均賃金が下がることが考えられ、60 歳以上を抜いた場合の最小値は「40 歳～44 歳」の 354,400 円であり、差は 133,700 円であり、やはり差は開いている。

表 17 勤続年数別、年齢別、一人当たり平均報酬額（陸上統計）

	勤続年数計 千円	0年 千円	1～2年 千円	3～4年 千円	5～9年 千円	10～14年 千円	15～19年 千円	20～24年 千円	25～29年 千円	30年以上 千円
計	306.2	231.8	241.9	253.4	273.4	307.2	341.3	376.7	422.6	424.0
～19歳	177.8	173.4	184.0	168.2	-	-	-	-	-	-
20～24歳	209.7	209.2	212.1	204.0	209.2	-	-	-	-	-
25～29歳	240.3	227.1	231.8	244.4	247.1	244.7	-	-	-	-
30～34歳	273.5	245.9	248.8	256.2	284.6	288.0	280.0	-	-	-
35～39歳	301.7	256.2	264.7	269.5	286.1	327.9	328.3	315.4	-	-
40～44歳	327.4	253.8	266.6	275.4	293.0	327.8	382.2	366.1	354.4	-
45～49歳	352.4	254.8	268.8	270.1	289.9	328.2	355.9	434.9	418.1	389.3
50～54歳	373.8	253.9	265.6	272.0	286.0	313.3	349.8	377.8	488.1	456.6
55～59歳	370.3	256.2	283.4	275.3	283.6	300.5	320.2	348.5	405.3	477.9
60～64歳	278.4	257.9	257.3	261.3	249.2	255.3	265.5	283.5	292.7	320.4
65～69歳	245.3	244.8	222.8	232.8	226.9	233.7	239.8	237.4	277.9	291.6
70歳～	243.3	195.2	211.5	268.6	232.4	221.1	233.4	212.5	265.5	290.8

（出典：平成 30 年賃金構造基本統計調査）

3-4 勤続年数に関するまとめ

船員労働統計予備調査において勤続年数を調査し、比較・検証を行った結果、年数に応じた報酬の傾向は勤続年数と経験年数で同様の結果を示した。年齢を加味すると勤続年数と経験年数の傾向の違いが明らかになり、また、陸上労働者との比較においても、金額の差としてはみられた。

但し、船員労働統計予備調査は悉皆調査で行ったのに対して、船員労働統計調査の調査事項に勤続年数を加え、表章を行おうとすると、標本の小ささにより、この傾向は見られないことが予見される（年齢も加味すると、更に傾向把握は困難になると想定される）。

また、今回の比較・検証結果について、初めて定量的な結果を把握できたが、船員行政上、有用な統計数値とはならなかった。

よって、報告者負担を課してまで調査する必要性は乏しいため、「勤続年数」を調査事項とすることは適当ではないと考えられる。但し、悉皆調査による結果であれば傾向の把握が可能であったことを鑑み、今後実施する母集団調査（後述）において把握する必要性については、改めて整理することとしたい。

4 既存調査項目の在り方(集計事項の充実)について

船員労働統計の利活用の一つとして、国民経済計算の雇用者報酬推計に係る基礎資料が挙げられる。当該推計に活用されている項目のうち「特別に支払われた報酬」について、船員労働統計調査では、実施年の6月に支払われた額を調査しており、当該報酬は、所謂賞与のみではないながらも、賞与に着眼してみた場合、7月に支払われた賞与等が把握しきれていない。また、調査の実施月が6月であるため、12月期の賞与等を把握することができず、当該報酬の大宗を占めると思慮される賞与について、正確な実態把握となっていない可能性が考えられる。

そのため、「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」として調査実施年前年の報酬の報告を求めた船員労働統計予備調査と船員労働統計調査との比較を行い、「特別に支払われた報酬」の調査項目としての適正性について検討を行った。

4-1 「船員労働統計調査」と「船員労働統計予備調査」の比較(指標等での分析)

船員労働統計調査(以下、本項において「基幹統計調査」という。)の「特別に支払われた報酬」と、船員労働統計予備調査(以下、本項において「予備調査」という。)の「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」を船員単位で職種別及び年齢階層別に、特別に支払われた報酬の支払いの有無を表す「0円」出現率並びに特別に支払われた報酬の「平均値」、「標準偏差」及び「変動係数」で比較を行った。

表 18 両調査の比較（職種別）

	船員数		「0円」出現率		平均値		標準偏差		変動係数			
	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査		
合計	2,605	12,318	85.0%	26.2%	47,446	766,027	202,676	649,723	4.27	0.85		
船長	333	1,565	79.6%	24.3%	92,423	980,256	321,657	783,110	3.48	0.80		
職員	航海士	一等	259	1,412	79.5%	22.9%	68,587	833,496	232,316	630,777	3.39	0.76
		二等	187	1,193	80.2%	24.2%	50,522	710,289	166,812	543,254	3.30	0.76
		三等	122	747	82.8%	24.4%	34,733	652,766	125,115	517,650	3.60	0.79
	機関長		330	1,555	79.7%	21.9%	73,824	919,117	276,256	735,537	3.74	0.80
	機関士	一等	218	1,186	80.3%	22.7%	73,167	791,651	248,411	611,233	3.40	0.77
		二等	112	530	85.7%	24.2%	37,886	723,612	167,559	571,624	4.42	0.79
		三等	68	220	85.3%	31.4%	46,188	631,322	151,970	569,932	3.29	0.90
	通信長		2	16	100.0%	62.5%	0	452,630	0	635,483	0.00	1.40
	通信士	二等	0	1	-	100.0%	-	0	-	0	-	0.00
		三等	0	1	-	0.0%	-	715,540	-	0	-	0.00
	運航士	一号	1	3	100.0%	66.7%	0	275,667	0	389,852	0.00	1.41
		二号	1	1	100.0%	0.0%	0	50,000	0	0	0.00	0.00
		三号	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		四号	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
		五号	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-
	事務長		11	38	100.0%	5.3%	0	1,491,531	0	503,470	0.00	0.34
	事務員		9	21	100.0%	28.6%	0	919,211	0	661,734	0.00	0.72
	医師		0	1	-	100.0%	-	0	-	0	-	0.00
	船長・職員計	1,653	8,490	80.9%	23.6%	66,498	827,012	245,401	665,061	3.69	0.80	
部員	甲板長	86	393	93.0%	18.8%	23,970	972,649	125,471	670,634	5.23	0.69	
	甲板手又は甲板員	422	1,957	91.9%	31.6%	14,679	586,966	74,091	545,945	5.05	0.93	
	操機長	41	118	100.0%	46.6%	0	715,561	0	844,279	0.00	1.18	
	操機手又は機関員	161	550	93.8%	48.0%	7,876	350,557	51,272	459,934	6.51	1.31	
	司ちゅう長	81	394	93.8%	27.7%	22,562	757,606	114,066	606,927	5.06	0.80	
	調司手又は調司員	85	289	90.6%	30.4%	7,377	675,549	49,866	592,835	6.76	0.88	
	旅客に対してサービス業務を行う部員	72	115	81.9%	3.5%	23,576	952,627	76,445	415,483	3.24	0.44	
	船舶技士	0	3	-	66.7%	-	165,000	-	233,345	-	1.41	
	その他	4	9	100.0%	66.7%	0	290,639	0	429,379	0.00	1.48	
部員計	952	3,828	92.0%	31.9%	14,365	630,768	78,185	592,343	5.44	0.94		

表 19 両調査の比較（年齢階層別）

		船員数		「0円」出現率		平均値		標準偏差		変動係数	
		基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査	基幹統計調査	予備調査
船長及び職員、部員計	合計	2,605	12,318	85.0%	26.2%	47,446	766,027	202,676	649,723	4.27	0.85
	～20歳	46	373	91.3%	52.8%	13,133	240,935	84,979	318,346	6.47	1.32
	21～25歳	256	1,304	86.7%	25.4%	21,773	550,251	87,364	421,000	4.01	0.77
	26～30歳	350	1,270	87.4%	28.3%	43,308	671,102	170,508	552,953	3.94	0.82
	31～35歳	279	1,146	84.9%	31.2%	50,134	687,207	195,236	596,771	3.89	0.87
	36～40歳	255	1,030	87.8%	23.2%	44,427	814,024	199,737	641,563	4.50	0.79
	41～45歳	281	1,249	85.4%	21.9%	61,207	891,450	252,320	672,923	4.12	0.75
	46～50歳	266	1,243	86.1%	20.7%	65,006	967,574	276,216	746,326	4.25	0.77
	51～55歳	291	1,260	82.8%	20.6%	49,312	1,009,424	235,020	749,272	4.77	0.74
	56～60歳	262	1,435	81.7%	19.6%	62,943	976,924	231,917	681,215	3.68	0.70
	61～65歳	160	1,078	81.3%	26.9%	46,865	697,052	157,702	581,118	3.37	0.83
66～70歳	117	702	80.3%	35.8%	26,303	495,661	76,799	499,696	2.92	1.01	
71歳～	42	228	83.3%	57.0%	24,730	267,478	71,153	385,233	2.88	1.44	
船長及び職員	合計	1,653	8,490	80.9%	23.6%	66,498	827,012	245,401	665,061	3.69	0.80
	～20歳	4	39	100.0%	48.7%	0	284,030	0	319,797	0.00	1.13
	21～25歳	94	617	84.0%	17.7%	35,682	637,903	123,872	420,907	3.47	0.66
	26～30歳	166	789	76.5%	19.8%	83,374	799,886	234,681	552,300	2.81	0.69
	31～35歳	162	746	80.2%	26.4%	69,637	781,206	240,593	614,724	3.45	0.79
	36～40歳	158	709	85.4%	20.3%	61,280	885,961	243,809	655,503	3.98	0.74
	41～45歳	176	853	81.3%	20.2%	90,077	914,612	306,806	671,577	3.41	0.73
	46～50歳	180	897	83.3%	19.5%	85,457	1,003,927	324,415	760,001	3.80	0.76
	51～55歳	217	973	81.6%	20.5%	60,826	1,037,346	269,352	768,129	4.43	0.74
	56～60歳	214	1,127	78.5%	20.8%	76,808	965,857	254,542	694,583	3.31	0.72
	61～65歳	141	909	80.1%	28.5%	48,376	694,651	159,429	593,869	3.30	0.85
66～70歳	101	627	78.2%	35.1%	30,025	499,949	81,929	499,190	2.73	1.00	
71歳～	40	204	82.5%	59.3%	25,967	250,909	72,689	376,580	2.80	1.50	
部員	合計	952	3,828	92.0%	31.9%	14,365	630,768	78,185	592,343	5.44	0.94
	～20歳	42	334	90.5%	53.3%	14,383	235,903	88,832	317,796	6.18	1.35
	21～25歳	162	687	88.3%	32.3%	13,702	471,530	54,593	405,233	3.98	0.86
	26～30歳	184	481	97.3%	42.2%	7,160	459,852	53,474	484,878	7.47	1.05
	31～35歳	117	400	91.5%	40.0%	23,131	511,898	97,418	518,033	4.21	1.01
	36～40歳	97	321	91.8%	29.6%	16,974	655,137	82,689	578,786	4.87	0.88
	41～45歳	105	396	92.4%	25.8%	12,815	841,556	94,136	673,110	7.35	0.80
	46～50歳	86	346	91.9%	23.7%	22,200	873,329	114,001	700,923	5.14	0.80
	51～55歳	74	287	86.5%	20.9%	15,546	914,764	54,105	672,903	3.48	0.74
	56～60歳	48	308	95.8%	15.3%	1,127	1,017,419	6,002	628,224	5.33	0.62
	61～65歳	19	169	89.5%	18.3%	35,651	709,962	143,743	506,873	4.03	0.71
66～70歳	16	75	93.8%	41.3%	2,812	459,816	10,891	502,471	3.87	1.09	
71歳～	2	24	100.0%	37.5%	0	408,308	0	426,931	0.00	1.05	

「0円」出現率をみると、基幹統計調査の船長及び職員では、等級や年齢に関係なく、支払われていない（0円と回答）船員が8割前後であり、部員になると9割前後となる。一方、予備調査の船長及び職員では、支払われていない（0円と回答）船員が2割程度、部員では概ね4割以下となっている。「平均値」でみると、基幹統計調査は、表19の「船長及び職員、部員計」の「46～50歳」が65,006円、「51～55歳」が49,312円、「56～60歳」が62,943円のように、年齢による傾向は見られず、職員の等級によっても顕著な傾向はなかった。一方の予備調査では、年齢については40代後半から50代前半にかけてピークとなっており、職員の等級が高くなることによって特別に支払われた報酬が高くなる傾向にある。「変動係数」でみると、基幹統計調査の値は非常に高く、船長及び職員では3程度なもの、部員では3～7までバラつきがある。一方の予備調査では、概ね1以下であり、大きくとも1.5以下に収まっている。

4-2 「基幹統計調査」と「予備調査」の比較(支払い状況での分析)

当該手当ての支払われている状況について整理を行った。船舶単位では、基幹統計調査の方が予備調査よりも「全員に支払われていない船舶（全員0円）」の割合が高くなっている。一方で、「全員に支払われている船舶」では、基幹統計調査が15.3%、予備調査が43.4%であった。

表 20 全船舶での支払い状況の比較

	基幹統計調査		予備調査	
	n	%	n	%
全船舶数	334	100.0%	1587	100.0%
全員に支払われていない船舶（全員0円）	257	76.9%	258	16.3%
支払われている船員、支払われていない船員が混在する船舶	26	7.8%	641	40.4%
全員に支払われている船舶	51	15.3%	688	43.4%

次に、両調査の調査票情報を事業者単位としたうえで、全事業者 1,590 事業者のうち、両調査に回答のあった 144 事業者について分析を行った結果、「予備調査「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」が全員0円の事業者」は 11 事業者（7.6%）であり、「基幹統計調査「6月特別に支払われた報酬」が全員0円の事業者」は 103 事業者（71.5%）であり、基幹統計調査の方が「特別に支払われた報酬」を全く支払っていないと回答している事業者が多い。

表 21 両調査に回答した事業者の支払い状況

	n	%
基幹統計調査・予備調査とも回答ありの事業者	144	100.0%
予備調査「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」が		
全員が0円の事業者	11	7.6%
0円の船員、0円ではない船員が混在している事業者	79	54.9%
全員が0円ではない事業者	54	37.5%
基幹統計調査「6月特別に支払われた報酬」が		
全員が0円の事業者	103	71.5%
0円の船員、0円ではない船員が混在している事業者	15	10.4%
全員が0円ではない事業者	26	18.1%

また、基幹統計調査の「6月特別に支払われた報酬」を船員全員に支払っていないと回答した103事業者で、予備調査の「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」の状況をみると以下のとおりであった。

予備調査の「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」も「全員に支払われていない事業者（全員0円）」は10事業者（10%）、「支払われている船員、支払われていない船員が混在する事業者」は53事業者（51%）、「全員に支払われている事業者」が40事業者（39%）であり、6月が支払い時期でないことが推察される。

表 22 基幹統計調査で全員0の事業者内訳

	n	%
基幹統計調査「6月特別に支払われた報酬」が全員が0円の103事業者のうち 予備調査「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」が		
全員が0円の事業者	10	9.7%
0円の船員、0円ではない船員が混在している事業者	53	51.5%
全員が0円ではない事業者	40	38.8%

4-3 統計数値を用いた時系列比較

平成27年から令和元年の調査結果を用いて、当該報酬の時系列比較を行った。その結果、用途別、総トン数別の内航船をみると、旅客船計では2万円前後で安定しているように思えるが、旅客船のトン数内訳では目立った傾向はない。用途計の令和元年では、200～699トンがピークの分布となっており、これは油送船でも同様の結果にもみえるものの、経年でみると必ずしもこの傾向に当てはまるわけではなく、一定の傾向は見られない。

外航船では、「20～4,999」において0円が多くなっているものの、旅客船では「平成29年」には「20～4,999」が0円で「5,000～」が72,966円であり、翌年の「平成30年」には「20～4,999」が382,836円で「5,000～」が91,104円になるなど、非常に極端な動きをしている。

表 23 用途別、総トン数階層別比較（内航船）

船舶用途	トン数	合計	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
旅客船	20～199	25,571	21,393	23,053	23,664	22,945	37,770
	200～499	8,612	2,489	727	488	12,912	25,118
	500～699	8,916	18,854	1,101	1,078	15,229	5,358
	700～1,599	48,638	65,371	51,032	61,590	34,120	30,840
	1,600～	9,478	1,290	16,199	19,060	3,037	3,220
	計	19,150	14,784	21,855	23,204	16,119	19,352
貨物船	20～199	11,345	11,258	10,842	12,909	5,926	15,078
	200～499	46,779	80,428	39,055	31,506	15,383	52,332
	500～699	13,193	4,297	0	351	37,491	42,068
	700～1,599	47,886	84,685	13,113	8,494	74,650	99,861
	1,600～	78,909	28,309	113,824	72,607	110,821	104,451
	計	48,357	49,163	50,121	34,641	53,380	61,338
油送船	20～199	48,386	66,905	68,994	55,424	15,947	21,592
	200～499	46,810	50,901	54,970	37,541	24,377	66,100
	500～699	120,435	135,924	105,426	167,330	66,378	110,292
	700～1,599	15,079	16,036	30,352	12,210	222	10,980
	1,600～	36,141	13,422	105,517	13,219	954	35,540
	計	38,927	37,937	67,309	32,181	12,737	34,832
用途計	20～199	30,413	39,592	38,318	34,546	15,653	24,904
	200～499	37,464	51,595	37,765	28,214	16,760	47,712
	500～699	39,028	46,110	30,389	39,807	32,538	46,241
	700～1,599	32,908	46,247	29,445	19,921	29,921	41,629
	1,600～	37,872	12,822	74,009	34,152	36,928	38,134
	計	35,330	34,288	47,117	30,151	26,680	37,958

表 24 用途別、総トン数階層別比較（外航船）

船舶用途	トン数	合計	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
旅客船	20～4,999	149,807	0	0	0	382,836	410,081
	5,000～	92,469	116,997	124,907	72,966	91,104	0
	計	103,164	94,620	113,326	57,240	158,880	101,368
貨物船	20～4,999	0	0	0	0	0	0
	5,000～	71,200	255,737	256,045	76,346	34,472	25,063
	計	67,594	235,278	235,561	71,529	32,745	24,310
油送船	20～199	11,555	17,361	0	0	17,033	18,475
	200～499	299,532	308,522	438,067	241,154	261,871	241,814
	計	277,446	291,520	416,756	224,587	235,039	213,524
用途計	20～199	66,413	4,554	0	0	133,497	164,435
	200～499	145,092	242,464	288,919	139,488	79,268	62,479
	計	138,435	217,529	268,237	126,844	83,743	70,017

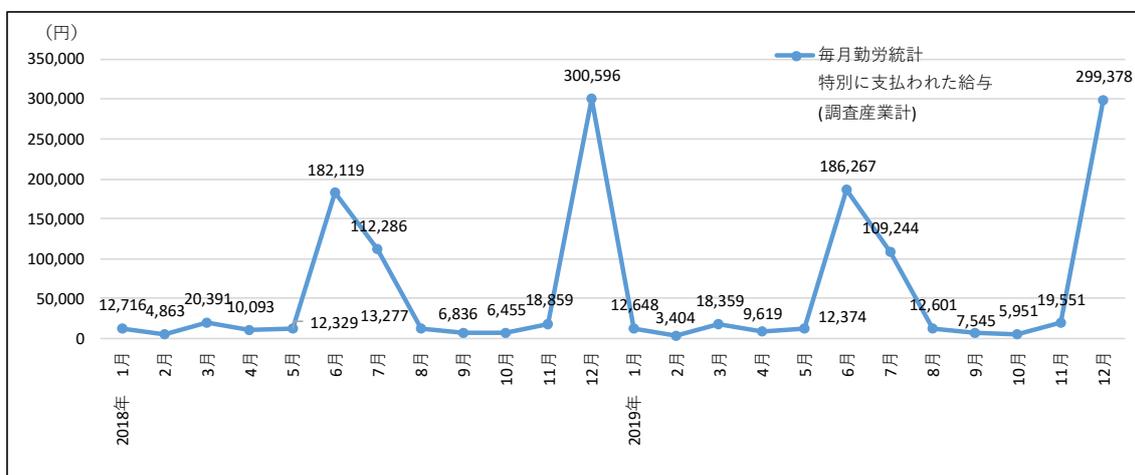
4-4 毎月勤労統計調査の数値を用いた時系列比較

参考として、毎月勤労統計調査（厚生労働省）における「特別に支払われた給与」の月別推移表を以下に掲載する。なお、毎月勤労統計調査における「特別に支払われた給与」は以下のように定義されている。

労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

- ①夏冬の賞与、期末手当等の一時金
- ②支給事由の発生が不定期なもの
- ③3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当など)
- ④いわゆるベースアップの差額追給分

毎月勤労統計調査では、船員労働統計調査の調査実施月である6月に支払われた「特別に支払われた給与」は、2018年、2019年ともに一人当たり18万円程度であるが、翌月の7月にも11万円程度が支払われており、また、最も支給額が大きいのは12月（約30万円）であった。



出典：毎月勤労統計調査（厚生労働省）

図9 毎月勤労統計調査における「特別に支払われた給与」の月別推移

4-5 既存調査項目の在り方に関するまとめ

本項における分析等の結果を整理すると以下の通り。

- 基幹統計調査では、「特別に支払われた報酬」が調査の実施月である6月に支払われていない船員が8割前後であり、一方で、予備調査では2割程度であった。
- 「特別に支払われた報酬」の平均値では、基幹統計調査は年齢や職員の等級による傾向はなかった。一方で、予備調査では年齢については40代後半から50代前半にかけてピークとなっており、職員の等級が高くなることによって「特別に支払われた報酬」が高くなる傾向が現れる結果となった。
- 変動係数では、基幹統計調査の値は3~7と非常に高い。予備調査では概ね1以下の変動係数であり、大きくとも1.5以下に収まっている。即ち、基幹統計調査では、支払われていない船舶と支払われている船舶とが多く混在している。
- 船舶単位では、基幹統計調査の方が予備調査よりも支払われていない割合が高くなっている。事業者単位でも同様で、基幹統計調査の方が「特別に支払われた報酬」を全く支払っていないと回答している事業者が多い。
- 基幹統計調査の時系列比較の結果、支払われている船舶が調査対象となるか否かによって、その年の統計数値が大きく変動する傾向が見受けられる。
- 毎月勤労統計調査によると、「特別に支払われた給与」は6月のほか、7月、12月に多く支払われており、特に12月が最も多く支払われている。

以上で挙げたように、基幹統計調査の「特別に支払われた報酬」は6月中に支払われた報酬を回答する形式上、①当該月に支払われていない割合が大きく、②支払われている場合とそうでない場合のバラつきが大きくなり、③報酬実態が分かりづらい、という問題がある。また、毎月勤労統計調査では、「特別に支払われた給与」のピークは12月である。よって、6月単月では必ずしも全てを捕捉しきれていないといえない。

一方、予備調査では、「昨年1年間の賞与等特別に支払われた報酬」として前年1年間の支払い実績を把握したため、①当該年に支払われていない割合が少なく、②標本のバラつきが小さく、③傾向が把握できる状態となっている。

以上のことから、基幹統計調査における「特別に支払われた報酬」については、予備調査と同様に、「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」として調査することが報酬の正確な実態把握となり、その結果が、国民経済計算の推計精度向上に寄与するものと考えられる。

なお、国民経済計算の雇用者報酬の推計には、基幹統計調査のうち、第1号調査のみならず、第3号調査の一部用途（引き船及びはしけ）も活用されている。他方、第3号調査の結果が推計に占めるウェイトは小さい。よって、報告者負担面を鑑み、「昨年1年間の賞与、期末手当等特別に支払われた報酬」とするのは、第1号調査のみとすることか適当である。

5 母集団調査の在り方について

船員労働統計調査（第1号調査）は、母集団構造を把握し、標本設計の見直しを行うことを目的として、平成24年度に5年周期である「船員労働統計母集団調査」（一般統計調査。以下、「母集団調査」という。）の承認を受け、実施しているところである。

母集団調査は、平成25年度に一般統計調査として初めて実施し、平成30年度に2回目の調査を実施予定であったが、調査計画（報告を求める数）の適正化に係る対応の関係で、調査を休止し、令和元年度に、母集団調査の目的である母集団構造の把握に加えて、基本計画における指摘等への対応に係る基礎資料を得ることも目的として、「船員労働統計予備調査」を実施したところである。

上記のとおり、引き続き船舶単位の標本設計により調査を実施することとする場合、休止している母集団調査を再開し、令和5年度（平成25年度を始点とした場合の母集団調査の実施周期）若しくは令和6年度（船員労働統計予備調査から5年間隔とした場合の実施周期）に実施し、母集団構造の把握及び標本設計の見直しを行う必要があるが、母集団調査の実施方針については、「行政記録情報等の活用（※）」及び「報告者負担軽減」等の観点を踏まえ、検証のうえ、改めてその調査体系について検討を行うこととする。

※ 標本設計は、「母集団調査」を行わずとも、母集団の大きさ（隻数）をはじめ、標本設計に必要な事項が分かればサンプルサイズの算出は可能である。標本設計上必要な「母集団の大きさ（隻数）」及び「1隻当たりの平均乗組員総数」は船員法第111条報告等から把握することが可能であり、「平均報酬幅（標本平均、標本の分布（標本分散））」は恒常的な調査から算出可能である。

6 基幹統計・基幹統計調査の位置付け(在り方)について

基幹統計・基幹統計調査の位置付けについては、以下の事由から、「基幹統計・基幹統計調査の位置付けを変更しない」こととする。

- (1) 船員労働統計を基幹統計として扱うべきか否かについては、第 I 期の基本計画においても指摘がされていた（担当府省は総務省）。その際、「船員労働統計に係る整理について」（平成 21 年 12 月 22 日付総務省政策統括官（統計基準担当））において、「基幹統計として位置付けることは適当」として整理がなされたところであり、基幹統計該当性要件としては、「(略) 他の統計では代替できない状況にある、そして、船員に係る労働環境の改善等を図るための基礎資料として不可欠である事情は、現在においても変わるものではない」（該当要件イ）及び「ILO が採択した「2006 年海事労働条約」において、作成が求められている統計」（該当要件ハ）としてまとめられたこと。

統計法（平成 19 年法第 53 号）第 2 条第 4 項第 3 号（基幹統計該当要件）

- イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
- ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計

- (2) 現在においても、「未来投資戦略 2017」や「船員の働き方改革」といった労働生産性向上等の基礎資料に活用されるなど、これまで以上に重要性は高まっていること。

- (3) 一般統計調査化をしたとしても、報告者負担が変わるものではない。一方、報告義務が生じなくなり、回収率の低下が懸念される。この場合、調査環境の悪化により、統計精度の品質低下が想定され、継続性の観点から支障が生じること。

ただし、「統計行政の新生に向けて」（令和元年 12 月 24 日統計改革推進会議統計行政新生部会）におけるタスク 3-1 ⑧、「統計の重点的な作成や見直し、チェック等を実現する観点から、政府統計の区分を見直し」における今後の動向によって、改めて総合的な判断を要する場面はあるかと思われる。

船員労働統計調査を実施する必要性

1. 調査の目的・必要性

本調査は、船員労働者の労働環境が陸上労働者と異なり、その就労時間と私的な時間を海上の船舶という空間で過ごすことを余儀なくされる特殊な就業状況に置かれていることに鑑み、昭和23年9月に「毎月勤労統計調査」から分離して開始された「船員毎月勤労統計調査」を前進とし、昭和32年4月に「船舶船員統計調査」の給与関係の調査等を再編・統合して実施されているものである。このような沿革を有する本調査は、船員労働者に関する報酬、労働時間等の実態を明らかにする唯一の調査として位置付けられ、陸上労働者の労働実態に関する他の統計と合わせることにより、我が国の労働市場の全体像を明らかにする役割を担っていると考えられる。

また、昨今、働き方に関する改革や船員労働者の国際的な流動化が高まる中で、本調査により船員の労働需給に影響を与える賃金や労働時間の実態をより一層、適確に把握していくことで、船員行政の施策立案の基礎資料として不可欠なものである。

2. 他調査との重複

本調査と重複する統計調査は存在しない。

3. 行政記録情報の利活用

船員に係る行政記録情報は、船員法第111条業務報告において、船舶所有者の情報等が得られることから、行政記録情報を本調査の母集団名簿の更新等に利活用する。

4. 事業所母集団データベースを利用した重複排除等

本調査は、船舶を対象とした調査となるため、事業所母集団データベースの登録対象とならない。

船員労働統計の利活用について

1. 成長戦略における施策の推進等の基礎資料

「未来投資戦略2017」における、労働生産性の向上の把握に係る基礎資料として活用。

未来投資戦略2017（平成29年6月9日）（抄）

第2 具体的施策

4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等

(2) 新たに講ずべき具体的施策

ii) 生産性向上によるインフラの機能強化等

以下の取組等を推進し、2020年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。

2. 国民経済計算(GDP統計等)推計に係る基礎資料

国民経済計算の雇用者報酬の推計における基礎資料として活用。

国民経済計算の作成方法（令和2年11月 内閣府）（抄）

II 年次推計

(ix) 所得支出勘定の推計 — 2. 所得の発生勘定／第1次所得の配分勘定の推計

(1) 雇用者報酬 — ①賃金・俸給 — a. 現金給与 — (c) その他の産業

『毎月勤労統計』の調査対象とならない運輸業の船員については、『船員労働統計』（国土交通省）等から一人当たり現金給与額及び船員数を求め、それを乗じる方法で推計する。

3. 船員の働き方改革における比較データとしての活用

「船員の働き方改革」に向けた検討のなかで、本統計による月間総労働時間を毎月勤労統計調査と比較するデータとして活用。

4. 各種船員対策等施策の基礎データ

船員に適用される特定最低賃金や処遇改善要求、船舶職員新規採用者の確保に向けた船員労働市場の動向把握・分析としての基礎データとして活用。また、「内航未来創造プラン」における船舶料理士資格の効率的な取得や派遣船員に係る派遣料金との比較対照で本統計調査の労働時間・報酬等が基礎データとして活用

5. 業界団体及び民間研究機関等における活用

業界団体における船員の労働時間・報酬額の現状と課題を把握等のための基礎資料として、また、民間研究機関等において、陸上労働者と船員の労働時間、報酬額における比較等のための基礎データとして活用。

船員労働統計調査の回収状況について

船員労働統計調査における直近3年の回収状況は以下のとおりである。なお、第一号調査及び第三号調査のR2.6分については、集計中であるため、変更が有りうる。

第1号調査（単位：隻）

	H30.6	R1.6	R2.6
調査対象隻数	404	405	401
回収隻数	358	365	377
うちオンライン	156	154	186
回収率(%)	88.61%	90.12%	94.01%
うちオンライン(%)	38.61%	38.02%	46.38%
有効回答隻数	324	334	352
有効回収率(%)	80.20%	82.47%	87.78%

第2号調査（単位：隻）

	H29.12	H30.12	R1.12
調査対象隻数	1014	998	998
回収隻数	972	927	927
うちオンライン	127	178	178
回収率(%)	95.86%	92.89%	92.89%
うちオンライン(%)	12.52%	17.84%	17.84%
有効回答隻数	872	892	887
有効回収率(%)	86.00%	89.38%	88.88%

第3号調査（単位：事業所）

	H30.6	R1.6	R2.6
調査対象隻数	518	508	508
回収隻数	508	493	487
うちオンライン	193	217	235
回収率(%)	98.07%	97.05%	95.87%
うちオンライン(%)	37.26%	42.72%	46.26%
有効回答隻数	493	485	475
有効回収率(%)	95.17%	95.47%	93.50%